

# 十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について (一)

田仲一成

## 序章

### 第一章 明代前半期の“社”的演劇活動

#### 序 節 明代“社”的演劇と元代社制との関係

#### 第一節 農耕組織としての“社”的演劇活動

#### 第二節 抑民組織としての“社”的演劇活動

#### 第三節 救荒組織としての“社”的演劇活動

#### 第四節 小結

(以上本号)

### 第二章 明代前半期の共同体的社祭演劇組織と里甲制との関係

### 第三章 里甲制の解体に伴なう社祭演劇の分解—宗族演劇と市場地演劇—

### 第四章 明代江南演劇の諸局面(俳優・戯曲)における“雅俗”分解の進行

## 結 章

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について (一)

## 序 章

宋元時代より明清時代に至る中国の演劇及び戯曲の歴史的諸変化の過程を考察するに当り、特に個々の演劇的事象を下から支えていた筈の社会・経済などの動きに目を配りながら、全体を社会構造的に把えようとするとき、分析の対象としては、先ず中国郷村社会そのものの中にその存立基盤をもつていた地方演劇に重点を置いてゆくことが、都市演劇を含む全体の演劇史的展望を得る上にも有効な方法であるようと思われる。この場合、特に早くから王国維によって指摘されていた『温州雜劇』などを代表とする宋元地方劇の“初期的發展段階”<sup>(1)</sup>と、青木正児博士によって『花部の勃興』の名において明らかにされた清代初期における地方劇隆盛の“近世的段階”<sup>(2)</sup>との間に、一貫した社会的脈絡を見つけることが当面の課題となる。約言すれば、地方劇史における“宋元的段階”と“明清的段階”との間にどのような連続、断絶、発展があるかという問題であり、この問題への接近のためには、どうしても両段階をつなぐ位置にある元代末期から明代前半期にかけての江南地域の村落演劇の社会構造を明らかにした上で、明代後期に及ぶその構造変化を追跡してゆく必要があるわけである。問題の関連する範囲は、明代地方劇史の領域を主としつつも、下部構造との交叉面に言及する限りにおいて、十五・六世紀を中心とする明代社会経済史上の重要な問題にまで広がらざるを得ないが、狭い演劇史資料のみによりかかる本稿の場合、問題領域をほぼ次の諸点にしぼってゆきたい。

(I) 明代前半期の江南郷村に元代の社制からの連続として存続している里社組織がどのような演劇活動を行なつていたか。(第一章)

(II) 右の社祭演劇を支える明代江南郷村の“社”的共同体的（血縁的・地縁的）祭祀組織は、明代前半期の郷村行政組織（徵稅・警察体制）たる里甲制秩序とどのような相互依存的関係に立っていたか。（第二章）  
(III) 明代中期以降の里甲制の解体は、里社演劇のあり方や活動にどのような方向の変質をもたらしたか。特にこの解体・変質の過程の中からいかにして大地主家族を中心とする宗族演劇と市場地を背景とする興行演劇とが分化し、それぞれの発展の途を歩んでいったか。（第三章）

(IV) 以上の如き明代江南郷村の演劇をめぐる社会的基盤の諸変化によって、地方俳優の構成や地方戯曲の内容がどのように変質しつつあったか。（第四章）

かくして、以下の本稿の論述は右の諸点をめぐって順次に展開されることになるが、本論に入るに先だち、使用資料全般の範囲について一言しておく。

先ず、地域的限定について言えば、本稿の所謂“江南”とは、明代の南直隸の長江以南の区域、及び浙江布政司の管轄区域を合せたものを指す。清代の行政区域で言うと、江蘇・安徽両省の長江以南、江西省の東部、及び浙江省の全域を合せた区域に当る。このような地域的限定の狙いは、この地域が明代社会経済史の先進的展開区域であったと同時に、明代演劇史の上においても、全国劇界の主導的位置を占めていたからである。

また、時代的には十五・六世紀を中心とする明代資料に重点をおいたが、時に補助的資料として清代文献に触れた場合も少くない。但し、清代資料は原則として本文には引用せず、註記の形をとった。

使用資料の種類としては、元・明・清三代にわたる地方志・公牘・布令・族譜など社会経済史関係の文献が比較的多くなった。これはこの種の記録の中に、当時の地方社会の慣習や、地方演劇の状況を部分的ながらも詳しく述べ記

が多いことによる。

以下、上記(I)～(IV)の問題区分に従つて、一章から四章までの章を分ち、なるべく右の依拠資料を逐一的に提示しながら、順次に論述を進めることにしたい。

- 1 王國維『宋元戯曲考』(一九一二年)十四〈南戲之淵源及時代〉。なお、ほかに岩城秀夫「宋代演劇窺管」(『中国文学報』一九・一九六三年)、田仲一成「南宋時代の福建地方劇について」(『日本中國學会報』二三・一九七〇年)参照。
- 2 青木正児『支那近世戯曲史』(一九三〇年)第十二章〈花部の勃興〉。なお張江載『清代燕都梨園資料』(一九三四年)参照。

## 第一章 明代前半期の“社”の演劇活動

### 序 節 明代“社”的演劇と元代社制との関係

一般に明代の村落演劇は“社”又は“里社”と呼ばれる地縁集団によつて挙行されていることが多い。今、明代江南鄉村の演劇記事の中から、“里社”“村社”などとの関係を示す記事を若干拾つて見よう。先づ、安徽・歙県の人、方弘靜の〈吳儒人安氏墓誌銘〉(『素園存稿』卷一二)は、次のように記している。

……里社釀会、優人為呂文正微時状。孺人謂伯高、世言相女劉賢、固也。彼甘呂生之貧、茶而飴矣。即為巢為窟、無不可也。而何其詞之苦也。伯高感其言。

この記事は、この地方の一五四〇年頃の郷村の“会”(祭祀組織)の行事風俗に触れたもので、その際、俳優が呂蒙

正に扮して『破鑑記』を演じていたことを示すが、ここで“会”を支える主体として“里社”的な名が明記されている。また、一五六〇年頃の江蘇・吳縣の風俗を記した王穉登『吳社篇』(『王百穀全集』所収)は、より包括的に次のように記す。

里。社。之。設。所以祈年穀、祓災祲、治党閭、樂太平而曰。吳風淫靡……每春夏之交、妄言神降……百戲羅列、威儀雜遯……凡神所棲舍、具威儀簫鼓雜戲、迎之、曰會。優伶伎樂、粉墨綺縞、角觝魚龍之屬、繽紛陸離、靡不畢陳……ここに示されている吳縣里社の演劇風俗の華美に対する批判が「年穀を祈り災祲を祓い、党閭を治くし、太平を樂しむ」素朴な里社祭礼への復帰を願望する視点からなされていることは、里社と鄉村祭礼演劇との深い系譜的つながりを暗示するものであろう。

もともこれら文献に演劇を支える集団として記されている“里社”なるものの実体が、凡そ古代から存する“社”なる名称を単に一般的意味での郷村の雅称として襲つただけのものにすぎないのか、或はやはり“社”という名称に対応する独自の特徴を備えた、従つて他の“郷”“里”“村”などとは区別され得る、独立した内容をもつ地縁集団組織であるのか、は問題の存するところである。ただ、少くとも明代中葉の段階で、“社”的な名称をもつ地縁集団の中には、地方制度としての“社”的制が行なわれていた元代に創設され、その組織を明代にまで維持存続せしきたと推定される実体のある祭祀団体が相当数あつたことを記録の上から確認することができる。例えば、『尤氏蘇常鎮宗譜』<sup>(1)</sup>卷三〈廻溪里社祠記〉は、明代前半期、成化—正徳年間(一四五七—一五〇〇年頃)の江蘇・無錫県の一村社の由来を次のように記す。

吾里建社祠、以祀里神、其來久矣。春祈桑穀、夏禱水旱、皆於是焉。……自胡元擾亂之後、人物凋散、祠頽像毀、十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(一)

至享祀於荒烟野草之間、莫不歎息。里之長者太僕包主簿肅允公致仕歸、慨捐餘祿、倡義修之。於是王氏・陳氏・吳氏・顧氏及予兄弟皆捐助、邑令趙公厚致肺金……煥然一新……古柏四十餘株、趙宋初物也。茂密森陰、里人致恭灑掃、鑼鼓之声不絕……適當秋社祭畢、敬撰此記。

即ち右によると、この社は元末の大乱の際に一時荒廃したのを明中葉頃に復興したとあるから、その里社としての創設は、右の「趙宋之初」以後、「胡元擾亂」以前、おそらく元代盛期に遡ることになる。復興の醵金をした尤・王・陳・吳・顧の五氏は元代以来、この社の祭祀を担っていたものと思われる。

また、安徽・歙県・潭渡村の“長至社”なる社も明代中期の成化年間の時点で春祈秋報など、この村の農耕儀礼を主催している社であつたが、その組織の基礎は元の至正年間に設定されたことが、雍正九年  
年編修『潭渡孝里 黃氏族譜』卷六《祠祀》(元至正己丑長至社衆公立礼堂旧社產土碑記)に次のよう見えてい。

一、經理元有空字四百五十七号、社基地二畝二角……於上長養松木、蔭此社壇、別無花利。

一、至元戊寅年、用価銀三十兩、買到余石秀、空字四百三十五号二十步……

一、至正九年己丑三月、用価錢一十一錠、買到黃智、空字四百二十八号沙田三十步……

右前項產土係元來老社戶用累年雜支內餘錢、并壳到社內樹錢、共買前項產土、入社內收租輸納二稅外、有餘錢、並係社內雜支公用。如在後有新來社戶、不知前人艱辛、妄以戶位素餐、似覺無分於輕重。儻有新來之人、須要出鈔半錠、入社公用、方許入社。同衆承管、無鈔、並不許入分。毋得違約爭論……

計開老社產土有分人名

黃勝卿　張君詳　朱瑞卿　黃福之　黃智　黃貴甫　黃道甫　黃堯甫　黃伯庠　黃仲剛　黃子庸　黃仁卿　黃良卿

黄祥甫 程賈之 黄仏秀 黄占秀 黄仏卿 黄文甫 唐子陸 黃惠甫 江□□ (黄□□) (黄□□)

つまり、これによると、長至社の社基・祭田及び黄氏を中心とするその祭祀組織はいずれも元・至元一至正年間に右の老社戸の努力によって創出されたもので、同社はその後、新来者を加えながらも、基本的には右の創設期の組織を基礎として、明代中期までその社としての実体と祭祀活動を維持してきたわけである。同様にして、万曆年間刊行『(溪南)江氏家譜』所取の「江潭春正月半社祭頭首収租例」は、明・隆慶年間の段階で社としての活動を維持していた安徽・婺源県・江湾義興大社の組織設立の経緯を次の如く記している。

婺源東鄉曰黃安里、曰大舖里、有雲灣・震乙之区、故為汪村、段田連阡陌、以土立社、為汪村社。進賢尉江敵ト居於湾、因姓其鄉曰江湾。族以漸繁、錫厥土姓、因更号社曰江湾義興大社、勝構禍訟、金飾之主、貯庫以旋、乃量江族系產、拆為六輪、循環社祭。礼用九獻、侑歌登亨、其來久矣。六輪初以鑑定。辰戌年一輪、太三公太四公支孫也。己亥年一輪、建十六公支孫也。子午年三輪、復七公支孫也。丑未年四輪、璿十一公支孫也。寅申年五輪、建十公支孫也。卯酉年六輪、建廿二公支孫也。隆慶六年八月十五日議、各輪收四十一都取租……佃膳主烹鵝計十二。餉田佃凡九。屋佃凡四。其屋仍宋慶元之旧，是必陰護之者。

即ち、この江湾義興大社の社祭組織は江氏の六支脈によって、辰戌、己亥、子午、丑未、寅申、卯酉の各年次担当別に六輪に編成されており、隆慶六年(七二)の時点での公産運営の方法を改めたが、その社屋は宋・慶元年間のものといい、社の由来も「既に久しい」とあるから、おそらくその社としての成立は宋末元初と見ることができよう。

このように見ると、上記、「廻溪里社」、「長至社」、「義興社」など、明代前半期、江南に散在していた里社群の中には、前代の元時代に郷村制度の一環として施行された「社制」系統の組織を実体として引き継いでいるものがかな

り存したものと考えてもよいように思われる。

ところで、従来の研究によると、元代の社は元来、戰火による華北農村の荒廃を復興し、農業生産力を昂揚するため組織された勸農自治組織であつて、水利開発、荒田開拓などを主要な任務とした外、治安維持の根底を培かうための村民教化、救荒互助のための義倉の維持など、全般的に郷村社会の安定に資する役割を担つていたという。<sup>(4)</sup>特に社の設立に関する元朝の基本の方針には、なるべく自然村落をそのまま利用して行こうとする姿勢が目立ち、全体として

「既存の村落—自然村—の秩序を、その村落の有力者（社長）に委ねて、治安維持、異民族支配の最下端の役目を果させようとする意図が濃厚であった」<sup>(5)</sup>

といふ。従つて、當時、江南に成立した社には、宋代以来、現地の支配的地主層を中心にして自足的に成立してきた村落の共同体的諸関係が余り國家権力による介入と歪みを受けずに自然な形で温存されていたことが多かつたのではないか。果して然りとすれば、元末明初にかけて、元代的制度としての社が郷村制度としては廢止されて、郷村秩序全体が明代独自の制度たる里甲制を中心に再編成されていった後においても、上記の実質的な意味における社の村落共同体的実体は、部分的には“社”という名を残しながら維持されていったに相違ない。上記の明代里社の諸例はいずれもそのケースに当るものと推察される。

ところで、本節冒頭に述べたように、明代の里社は郷村演劇の担い手として立ち現われる例が多い。もし明代の社が元代の社の実体を多く継承しているものとするならば、社による演劇もまた元代の社からの慣行・伝統を引き継いだ可能性が大きいと想定し得るのであるが、それでは一体、上述の如き元代の社の組織や機能、従つてまたそれを引

き継いだかに思われる明代の里社の組織や活動のどの部分と演劇が関連しているのであろうか。より具体的には次の三点が問題となろう。

- (i) 農業生産力の維持昂揚のため、『社』が行なう農耕儀礼行事の中で、演劇がどのような位置を占めていたか。
- (ii) 郷村社会の治安維持の基底を培がうために、『社』が行なう村民教化行事の中で、演劇がどのような位置を占めていたか。
- (iii) 救荒組織としての『社』の機能の面で、演劇がどのような役割を演じていたか。
- 右の諸点を明代前半期の『社』について明らかにして行くことが本章の課題となるわけであるが、このような問題を明代前期に遡って追究するに足る有効な資料を見出すことは全般的には極めて困難な状況にあると言わなくてはならない。ただ、幸いにして嘗つて牧野巽博士が「明代における同族の社祭記録の一例」<sup>(6)</sup>として紹介された、万曆一九年刊『荊州吳氏家記<sup>(7)</sup>』の記録が上記三点を若干明らかにし得る手振りを含んでおり、以下の本稿の行論において主要な依拠資料とすることができるようと思われる。この資料の記す明代『里社』は、南直隸・徽州・休寧県・虞芮鄉・第三十三都所屬の茗州村（次頁第二）にある『祈寧社』と称する『社』であるが、その祭祀組織には、当初、李氏・吳氏・謝氏など同村居住の各同族が参与していたものの、次第に有力宗族の吳氏の勢力が強くなり、特に正統十二年（一四四七）以降は、この吳氏系の一支派である吳元竜系が組織を独占するに至ったという。この際、特に注目に値するのは、右一四四七年以降の吳氏支配下の祈寧社の社祭行事では、演劇が極めて重要な位置を占めていたという点である。例えば、同書卷七『家典記』『條約』中の一項「戒驅費」の条はこの傾向を次のように記す。

吾族喜搬演戲文、不免時屈拳贏，誠為驅費。自今惟禁園第、并保禾苗、及酬愿等戲、則聽演。餘自寿誕戲、尽革。（D）

(9) 去。只照新例出銀、備常儲、實為不貲。視艶一晚之觀而無濟於日用者、孰損孰益。必有能弁之。

この記事は、当地の演劇風俗を一族の弊風として戒めながらも(D)以外の(A)・(B)・(C)のケースに当る演劇をむしろこの“社”の従来からの慣行として追認してゆく姿勢が強く、この種の演劇の伝統が明代前半期以前に遡ることを予想せしめる。また、同書卷一〇『社会記』(一四四七年から一五八五年に至る社祭行事を年表風に記したもの)の掲載記事の中

にも、右の(A)・(B)・(C)に当ると思われる演劇又は演劇類似の行事を記録した文言が散見せられる。



(東洋文庫蔵・万曆『休寧縣志』による)

従つてわれわれは、右、荅州  
村祈寧社の三百年にわたる社祭  
行事の実例を他の断片的な明代  
社祭演劇記録と重ね合せること  
により、前掲の(i)～(iii)の諸問題  
を資料的に追究して見ることが  
ある程度は可能であるようと思  
うのである。全般的に見れば、  
資料的な隘路はいろいろと横た

わってはいるが、一応、現時点のさし当たり可能な範囲で、一論を試みておくことも無駄ではないと思われる。以下、(i)～(iii)に応じ、節を分つて論じよう。



第一図 明・万曆年間、休寧県・茗州村の図

### 第一節 農耕組織としての“社”的演劇活動

『元典章』卷二三・戸部九八勸農立社事理》《社規》十四条によると、元代の“社”は次のような勸農諸項目の遂行を本務としていたという。

(一) 種田(社規第一二条)  
作物の撰押と灌溉用井戸の掘鑿に努めること。

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について 4

- (二) 裁植(社規第3条) 桑・榆柳などの植樹、及び菖蒲の有種に努めること。
- (三) 水利(社規第4条) 水渠の開引、水車の製造に努めること。
- (四) 養魚(社規第5条) 養魚池の掘鑿と魚鳥の養殖、及び水生食用植物の裁種に努めること。
- (五) 荒田開拓(社規第6条) 荒田の貧民への給与、及び開墾。

(六) 虫蝗駆除(社規第7条) 虫蝗発生源を精査し、草地焼却などを通して遣子撲滅をはかること。

右のうち、(一)・(三)に現われている水利の開発、(二)・(四)に現われている飢年食糧の確保、及び(五)の蝗害除去などは、何れも一定の労働力の協業・集約を必要としていた点で、その遂行には何らかの共同体的な連帶を前提とするものであった。その点、自然村落を基礎として組織されたといわれる元代の社は、それ自身、自然発生的な或は慣習的な村落内労働力の協業体系を内在的に掌握していた筈であり、右の如き諸事業の遂行には恰好の母胎であったと言えよう。

ところでこのような社衆の協業を自治的に維持し運営してゆくには、社衆間の精神的結束ということが極めて重要な位置を占めてくるが、多くの場合、そのような精神的結束は、社の農耕守護神＝社神に対する社衆共通の信仰という形で保障されることが普通であつたらしい。例えば早く、北宋の末、李元弼の『作邑自箴』には

民間多作社會。俗謂之保田蚕。人口求福禳災而已。

とあり、「田蚕を保つ」こと（おそらく上記「社」の勸農項目（1）～（6）と同内容のもの）を本務とするべき「社」がもっぱら社神への「求福禳災」を祈る祭礼にのみ熱中する風があつたことを指摘している。<sup>(11)</sup> 社が社衆の精神的統一を目指す必要が大きければ大きいほど、社祭の盛大は必然化して行く傾向にあつた。宋元時代に、社祭の中から演劇が出てくる動

機もまさにこの点にあつたのであるが、宋元二代にわたる“社”の延長上に成立していると見られる明代の“社”にも、このような生産政策としての社祭行事、及びそれに含まれる演劇行事は相變らずその勢を持続していた筈である。そのことは、序節の冒頭に引いた方弘靜（吳儒人安氏墓誌銘）の「里社釀会…」とある記事や、同じく王穉登『吳社編』の「里社之設…」の語にも現われているところであるが、『茗州吳氏家記』△家典記△條約の包括的記事の中では、(c)の“酬願”的演劇あたりがこれに当ると思われる。即ち、“酬願”的語は、一般には神靈の加護を願い、またその靈驗に酬いる儀礼を指すが、宋元以降の郷村社会の場では、(i)立春節の祭礼<sup>(正月)</sup>、(ii)春及び秋の社祭<sup>(二月)</sup>、(iii)祈雨驅蝗の祭礼<sup>(夏秋)</sup>などを主とする農耕儀礼を指すことが多いからである。つまり、この種の儀礼こそ、農耕組織としての“社”的祭礼による成員統括機能が最も集約的に現われる場面であると言つてよし、前掲『茗州吳氏家記』△家典記△條約△「戒饑費」の条に「…酬願等戲」とある記事は、この社の場合、まさしくその重要な農耕儀礼の場面に、問題の演劇が入り込んできていたことを示すものに外ならない。事実、同書卷一〇△社會記△においても、その三百年にわたる年表風記録全体を通じて、直接、間接にこの種の「(c)酬願」に関係した演劇又は演劇類似の行事にふれる記事は珍しくない。以下、多数にわたるこれらの演劇関係記事を、祈寧社単独の酬願行事の場合と、祈寧社と他社との連合による酬願行事の場合とに大別し、順次に分析を加えて見よう。

## I 一社単独の社祭演劇

### (i) 迎春節の演劇

先ず、この社の季節的祭礼の冒頭に位置するのは、正月立春の迎春節の祭礼であり、その行事の中には早くから演劇が含まれていたことが△社會記△・正統十四年<sup>(一四九四)</sup>・秋社八月戊辰の時事欄に次のように明記されている。

社中議、首春行儺人、藝源州香頭角抵之戯、皆春秋社首醸米物、与諸行儺者、遂為例。

即ち祈寧社では、この年の社中の會議で「從來、毎年立春節の追儺行列に藝源州から打ち回つてくる追儺人を雇つて香頭角抵の戯をやらせていたが、その報酬については以後すべてその年の春及び秋の社首(社祭運営の)輪番担当者が米物を醸出して支払うこと」をきめたという。おそらくこれ以前は右の追儺人に対する報酬は、村民社衆からの臨時徵收金によつてまかなつていたものと推察されるが、右の決定によつて、結局、「社」全体の公式の共同負担になつたわけであつて、それまで事實上、社の慣行的行事としてくりかえされてきた立春節の演劇的行事がこの時点であらためて「社」の制度の中にくみこまれたことを意味するものである。元来、立春節においては、宋元以来、各地に泥牛を先頭にして各種の扮装をした農夫・市民・俳優が野外行列をくりひろげ、春の到来と豊年を祈るという慣習が流布しており、その追儺風の野外行列そのものが演劇の原型的な諸要素を含んでいた。江南地方、特に安徽方面では、この風習は特に明代中期あたりから急速に演劇化への途をたどつたらしく、例えば、前出、安徽・歙県の人、方弘靜の『蕭兵憲に与うる』の書(『素園存稿』卷二六)は、この風潮を次のように記している。

敝鄉親族、僑寓亳州者頗衆。該州俗向猶近朴。近年有司伝聞江南迎春之戯、有所謂平台者。責令鋪行粧扮供玩。乃至各鄉官家、亦押送玩遍。所費幾百金。有昏暮混失首飾者、此本放蕩惡少之事。為人上者不能禁之、而反以虐刑驅使為之。会有以礼坊民、示之以儻之意乎。今其期且近、貴道早嚴行革止。其於德化所繫、非淺也。風俗之下、乃由在位者道之、可為太息。

即ち、これによると、當時一五五〇年頃の亳州地方では、それまで素朴な古風を守つていた迎春節行事がこの頃に急に派手になり、「平台」という形態になつたといふ。平台とは、語の意味から類推すると、野外行列に移動式の舞

台を設定したことを意味すると思われ、その上で演劇が行なわれたものではなかろうか。ほぼ同時代、同地域の風俗を記した胡松の『滌陽風俗記』(『胡莊齋公集』卷六)も、右に関連すると思われる次のような記事を記している。

呂元中云、滁俗雖淳、厚而尚氣、易以德化。至今為然。然亦稍稍變異……其迎春、諸里中少年健伴、耦被妖麗、戲車走馬、馳騁道上、以為俊。汲汲如狂、前後幾十餘日、乃罷。……其甚俳優戲劇相率為胡裝帽服、騰逐詭譖、戰鬪跳踉、居然胡也。

ここに見るような迎春節での“戯車走馬”は、おそらく前掲の“平台”を車にのせて馬で引いた様子を暗示するもので、しかもその上では「胡服をまとった俳優がとび回りはね回って戯劇を演じていた」というのであるから、ここでの迎春行列は殆んど演劇(舞台演劇)に近い段階に到達していたと言えよう。<sup>(12)</sup>これらは、大体、都市城鎮の風俗を主とした記述なので、右、茗州村の祈寧社の“角抵之戯”がこれほど迄の華美な演劇であったか否かは疑わしいが、それでも遠方の婺源州から追儻行列専門の遊芸者を招いていたりにやはり上記諸例に近い風俗を感じしめる。おそらくこの社の立春行列も、既に単なる古朴な素人野外行列のレベルからは脱け出して、上例の如き“平台”や“戯車”的形態(舞台演劇)に近づいていたのではないか。

(ii) 春祈秋報の社祭演劇

(i) 社神祭礼の演劇  
社の所謂“酬願”行事の中の最も正式なものは、いまだなく春二月及び秋八月の戊の日にきめられている“社祭”であるが、明代の場合、この種の正祭としての社祭は前朝の元代以上に村落公式行事としての安定した地位を得ていた。例えば前引、安徽・歙県の『(潭渡)黃氏族譜』卷六『祠祀』には、前掲“長至社”的く春秋祭社之文をのせており、それは次のような形式を示している。

惟神職司土穀、切被生靈。甘雨和風、布一方之闢澤。嘉禾美菽、降大有於豐年。水則溢而旱則乾、有求必應。春以祈而秋以報、無惑不通。

(以下春)茲逢五戊之期、敬竭三農之悃。去其蠻臘、期多黍多稌。粒我烝民、冀斯千而斯万。

(社用)

茲值西成之候、宜伸享祀之忱。以社以方、繫子孫其勿替。如幾如式、冀福祿之無疆。

(以下同)

敬焚素楮、尙鑒丹衷。

序文と結文とを動かさず、主文だけを春社の“願文”、秋社の“酬文”に使いわけるといふこの祭文の形自体、この祭りが郷村内における祈報慣行の蓄積の上に充分に制度的な安定を得ていたことを示すものであろう。

そして、明代の場合この種の社祭儀礼においては、右の祭文に見える古礼尊重の雰囲気にも拘らず、各地の民間風俗に応じて、俗樂・演劇・仮装の類が盛行していたらしい。例えば、『明律』《礼律》《禁止師巫邪術》の条は、この点を次のように記す。

若軍民裝扮神像、鳴鑼擊鼓、迎神賽會者、杖一百。罪坐為首之人。里長知而不首者、各笞四十。其民間春秋義社、不在禁限。

即ち、「神像に扮し、鑼鼓をうち鳴らして迎神賽會する」行為を一般的には左道巫術の人心惑乱のもととして禁じながら、春秋義社に限ってその種の行事を認めていたのである。明律註釈書の一〇、崇禎五  
年序『大明律例臨民寶鏡』卷四では、この条につき

言春秋義舍「社」、應合迎賽者、有鑼鼓不禁。

と註しており、「春秋義社にして應に迎賽すべきもの」のあることが広く認識されていたと言えよう。

ところで問題の茗州村祈寧社の場合、その三百年にわたる社祭記事の中には、右の如き春秋正祭行事に直接関係をもつと見られる演劇記事は極めて少ない。ただ間接に社祭日前後の演劇上演の事実を暗示する記録は皆無ではなく、例えば次の如き記事を見出すことができる。

第一表

年	社日	時	事
景泰二年（一四五二）	八月二十三日戊子	九月三日、安位福飲。	
景泰三年（一四五三）	二月戊子	社日後十日、福飲。因議、此後即於社日送神福飲、遂為例。	

これらは何れも社日十日後に行なわれている迎神の宴を示す記事であるが（一四五一年の記事の九月三日も社日八月二十三日の十日後に当る）、送神の宴は古来農耕礼儀の附加的行事に当り、解放的な空気が強かつたから、ここで神を送る演劇が挙行されていた可能性が強い。特に一四五二年以降、この行事を社祭日即日に挙行するように改めたのは、社祭日以降の「粧扮神像、鳴鑼擊鼓」の雰囲気が十日間も続くことによつて村民の間に過度の華美・浪費のおこることを防ぐ意図があつたものと思われ、のこと自体、この社の社祭儀礼の附隨的な部分に（中心的部分は古礼が守られていたと思うが）、賽神演劇が入りこみ華美化の兆を示していたことを反映しているものではあるまいか。このように見ると、茗州村祈寧社の場合、その『社会記』にいわい現われてはいないけれども、右の一四五二年前後以降、数年に一回は（例えば豊年の場合など）、社祭行事の附隨的部分（送神の宴等）で演劇が上演されていたと想定することができる

ようと思われる。前記「(C)酬愿の戯」の語も少くとも一部はこの種の社祭演劇を含んでいたものと考へておく。

(D)陪神祭祀の演劇

次に前項のごとき社廟主神に対する正規の祭礼としての春社・秋社の場合のほかに、社神に配享陪祀された副神・陪神群に対しても農耕儀礼的な酬願祭祀が行なわれることがあり、ここでも主神祭祀以上に演劇俗楽の奉獻が盛行する傾向にあつた。事実、若州村祈寧社の場合にも、その社屋には、主神たる土穀神（后土神）の神像・主牌のほかに、しばしばその時々に流行の変る民間通俗信仰に基いて各種の俗神が陪祀されたという記録がある。例えば『社会記』正統十三年（一四一八）春社二月初九日の欄には次の如く記されている。

朝廷勅封護國通天達地感應張一侯王・夫人吳氏・子六甲將軍・女花詰小姑、稱殺賊有功、神遊天下。驃・廊・歎俱設壇迎迓。我里亦於門前河灘設壇。

これによると、当時、朝廷では張將軍及びその一族の鎮魂のために、安徽各県にその祭祀を命じたらしく、右文中に「わが里でも社屋門前の河灘に壇を設けてその遊魂をまつた」とあるのは、明らかに祈寧社にとつては陪祀になるわけである。そしてこのような陪祀祭祀の場合には、その祭祀儀礼の形式に社神（主神）の場合のような、よるべき古礼もなかつた関係で、その土地独自の土俗的な祭礼、例えば、前掲『明律』に見える「裝扮神像、鳴鑼擊鼓」の類が許容又は默認されたに相違なく、従つてその行事の中に俗楽演劇が根を下し易い条件にあつたと思われる。事実、祈寧社の場合、その『社会記』嘉靖二六年（一五二七）春社二月二十六日の項下の時事欄に、このことを裏づける次のような事件が記されている。

族、於河灘上、搭層台。胡戲賽神。有山村李員・李柏・李時三十人、至觀。值雨下、止戲不出。李嗔怒、即於台上被物掠之。復斷河橋、俾不能追。投之四・六・八団里佐。李願償、与之解。

これによると、社中一族で河灘のほとりに一階造りの舞台を小屋掛けし、胡戯によつて神を慰めていた最中、たまたま雨が降つてきて劇が中止され、俳優が舞台に登場しなかつたのを、隣村の山村からの観劇者であった李員・李相。李時ら三十人〔三人?〕が待ちくたびれていきどほり、舞台上の小道具をさらつてにげ、途中の橋をこわして追跡を防いだというのである。文中、「河灘」の語は前掲の張一侯王祭祀の場合の「我里於門前河灘設壇」とある表現と同じであるから、右の「胡戯賽神」の祭礼もおそらく社の主神（土穀神）に対してではなく、陪祀の一神にささげられたものであろう。陪祀神の神格は明記されてはいないが、『一月の胡戯』という点を手掛りにして考えてみると、『徽州府志』卷二八風俗志に見える次の条が注意をひく。

一月二十八日、歛・休之民、與汪越國之像而遊、云以誕日為上寿、設俳優・狄鞮・胡舞・仮面之戲、飛絨垂鬚、偏諸革鞆。儀衛前導、旂旄成行、震於鄉井、以為奇雋。

即ち、歙県や休寧県では隋末の歙県の豪族・汪華（越國公）を祀る」とが盛んで、その誕生日の一月二十八日には俳優による「狄鞮、胡舞、仮面の戯」が演ぜられる慣習があつたと言うのである。前引の祈寧社記事の「河灘脣台の胡戯」も、この年の春社一月二十六日と汪越國誕辰日一月二十八日との重なり具合から見て、春社社祭の末尾がそのまま陪祀の越國公誕辰節祭祀になだれこんだ形と見ることができるかもしだい。

ひるがえつて考えるに、社神（土穀神）を主神としながら多数の俗神を配祀している社廟の場合、一つの俗信的な陪神の祭礼を突破口として演劇の上演の慣行が導入されると、それが社民の観劇欲求を刺戟して、本来その祭祀に演劇を含まなかつた他の主神・陪神の祭祀においても、演劇が波及して行くのは自然の勢ではなかつたであろうか。つまり、演劇を許容する類の俗信的陪神の配享が増加すればするほど、社廟としては（たとえ正規の社日祭礼に例えば官禁

などの関係で演劇を上演しにくい場合でも、陪神誕辰節などの名目を利用して演劇を上演し易くなつてくるわけである。祈寧社の場合、上記挙例に見る如く、俗神の陪祀の風は盛行していたから、前項(i)の社神（土穀神）への正規の社祭の場合と並んで、むしろそれ以上に、陪神祭祀の演劇が盛んであったと思われる。前掲『條約』「戒靡費」の条の所謂「酬愿の戯」の大部分はこの種の陪神演劇で占められていたものと考えたい。

### (iii) 祈雨驅蝗祭祀の演劇

さて、水利に恵まれない山間の小村であつた若州村祈寧社の場合、その農耕儀礼としては、単なる豊作への祈願や感謝にとどまる(i)・(ii)の“酬愿”祭礼の外に、より切実な神々への祈願として、旱天における雨乞いや虫蝗駆除の祈禱祭礼が重要な位置を占めていた。祈寧社『社会記』の記録に多数散見せられるこの種の祈雨驅蝗など水利関係の祈禱記事を年代順に列記して見ると次表の通りである。

第二表

年	社 日	歲 候	時	事
正統十二年（一四五七）	八月初九日戊辰	旱	雲 霧 得雨。	
天順二年（一四五八）	八月三日戊午		雲 霧 得雨。	
成化元年（一四六五）	八月廿三日戊戌	秋、旱	雲 霧 得雨。	
成化三年（一四六七）	八月十五日戊申	旱	雲 霧 得雨。	禱於境之汪王、得雨。

成化十五年（一四七九）	八月廿五日戊申	旱	禱、得雨。
弘治元年（一四八八）	八月初七日戊戌	旱	雩禱。
弘治四年（一四九一）	八月四日戊申	旱	六月初三日禱、不雨。至廿五日、繼雨…
弘治十六年（一五〇三）	八月廿四日戊午	旱	禱。
正徳元年（一五〇六）	八月廿一日戊辰	旱	
正徳二年（一五〇七）	八月初七日戊寅	旱	禱、得雨。
正徳三年（一五〇八）	八月十五日戊寅	旱	禱、得雨。
正徳四年（一五〇九）	八月廿八日戊子	旱	禱。
正徳八年（一五一三）	八月初三日戊申	歉旱	禱於西峯大聖順濟龍王聖牌本境境主、得雨。
正徳十年（一五一五）	八月初四日戊午	六月旱	族、里設壇、禱雨。
正徳十四年（一五一九）	八月戊寅	旱	設壇、禱。

嘉靖二年（一五二三）	八月初一日戊戌	秋旱	因旱禱鑿坑口、胡付春父子独不赴、迎水至胡門前、值胡微盛等、於神輿前扶之、告縣、償神輿之費。
嘉靖十三年（一五三四）	八月初三日戊戌	五月不雨	禱、得雨。
嘉靖十八年（一五三九）	八月初四日戊戌	六月漲濶	禱于壇、山村李因禱事告縣。
嘉靖二十年（一五四一）	八月十五日戊寅	七月旱	禱、得雨。
嘉靖廿一年（一五四二）	八月初一日戊子	五六月旱	九廟災。
嘉靖廿三年（一五四四）	八月廿三日戊子	旱	零禱、得雨。
嘉靖廿六年（一五四七）	八月三十日戊	旱	零禱。
嘉靖三十一年（一五五二）	二月	旱	社零禱。……
万曆十一年（一五八三）	八月初九日戊午	旱	六月廿三日零禱、過山村門首、適李源李忼節等恚我族不遊古壇、毀我銅鍛什器、扭挾族兄吉來、族姪忼祥、僕汪佈輩。忼祥負回、立死、告縣。

ただし、これらの多数の祈雨行事の記事の中に、直接に演劇上演を明示する語は見当らず、果して前掲〈条約〉「戒

靡費」の条の所謂「酬愿の戯」の中にこの種の祈雨驅蝗系統の祭祀が含まれていたか否か、断定しにくいのであるが、例えば、上表一五二三年の記事に迎水のため神輿をかつぎ回る行為が示されている辺りには演劇行事に近い雰囲気を感じしめるものがある。別に明代の地方記録の中にも、この種の祈雨又は除蝗の祈禱祭祀に演劇を伴なうことのある事実を示す記録も僅かながら存している。例えば、浙江・嘉善県の人、陳龍正の『幾亭全書』卷二十四に収める『同善会講話』は、一六三〇年頃の同県・胥山郷の一村における“同善会”なる一地縁団体が旱天に蝗害を擗うため、祀神演劇を上演していた状況を次の如く述べている。

這会壬申(12)春行起、至今年辛巳(13)冬、整々十年……今再說個來年種田的要着、第一是剿捕蝗蟲。田地有高有低、憑他水旱、還荒不尽。惟蝗蟲一熾、可使顆粒無存、此是害年穀害民生最狠的蟊賊。只看今年夏秋、但是車水早種、肯捉蝗虫的、畢竟有米。那等雨遲種、祭禱蝗虫的、一時雖落得口饜酒肉、眼看戲文、大都全白無收。……那些不肯捉蝗虫的痴漢、說蝗蟲有神物差遣、犯了他、有禍殃、有病痛……況這班痴漢、既懶惰、不肯捕蝗、專去歛分祭賽、因不勤、又生出不儉來、互相喧哄、無益妄費、窮上添窮、豈不誤盡自己。

この文は、旱天下に多発する蝗害を村落社神への演劇奉納によって攘おうとする当時の農民の俗信を批判したものであるが、「水車による水揚げの努力もせず、いたずらに雨をまちながら、神饌を食い、戯文を看てゐる」という多数農民の姿は、旱天禱雨を事とした明代農村一般の状況を示していると見ることができる。上表の若州村祈寧社の場合にも、祈雨祭祀の対象となつた神は、自社の社神（土穀神）・陪祀をはじめ、他境の水神・竜神など（一五〇九年、一五二一年、一五五二年の記事）を含めて極めて多岐にわたつており、おそらくそれらの俗神祭祀の大半において、演劇行事が含まれていたものと推定しておぐ。

## II 数社連合の社祭演劇

ところで上記Iの諸演劇は一応、祈寧社の社域、或はそのやや拡大した茗州村村域を中心に行なわれているものと考へ得るものであつたが、この種の農耕儀礼的演劇の場合、必ずしも祈寧社或は茗州村の単独区域に限定されてゐるわけではなく、しばしば、同社同村の近隣四境に散在してゐる多くの社の一個乃至数個のものと連合協同して広域的な祭祀又は演劇を举行することもあつた。このような現象は、当時の郷村社会の農耕生産の基盤が单一の社又は村の範囲内では納まりきらぬ面があり、場合によつては数社、数村に亘る共同によつてのみ保障される場面が増大していくことを反映するものであらう。以下、茗州村祈寧社『社会記』に見える連合祭祀演劇の状況を概観して見よう。

## (i) 祈雨祈禱

先ず各社間の農耕生産関係における相互依存関係は、茗州村の如き山間小村群の場合、特に水利関係においてもつとも強くあらわれてきていふ。例えは、水利関係の祭祀に属する雨乞い祈禱の如きは、祈寧社単独の場合よりもむしろ数社連合の形をとることが多かつたらしい。『社会記』記載の関係記事を年代順に表示すると次表の如くである。

第三表

年	社 日	歳 候	時	事
景泰五年（一四五五）	八月十九日戊戌	夏漲濱		九社議於我里興懸洞、祈雨；七月廿日肇事、至八月廿六日雨
		秋亢旱		繼霑足。

天順三年（一四五九）	八月十九日戊辰	旱	九社議、禱于境之吳懶洞。有福初、興福二社各立壇、禱後雨覓多。
成化六年（一四七〇）	八月十三日戊午	旱	七月廿日福初社等、禱於吳仙洞。
成化七年（一四七一）	八月廿八日戊辰	旱 春夏多雨、	同興福等社禱、得雨。
成化八年（一四七二）	八月十四日戊寅	五月旱	福初等社禱、得雨。
成化九年（一四七三）	八月十九日戊寅	六月初三日晴	諸社七月十日、闌禱吳仙洞、不雨。十一日、至流口迎請水仏到壇、不雨。十三日、請張公山聖水、不雨。至廿七日、送神歸殿。
成化十年（一四七四）	八月六日戊子	漲濬數月、六月始晴、七月 日纔小雨	福初社禱、得雨。
成化十四年（一四七八）	八月十九日戊申	夏末旱	零、得雨、與興福塘田同禱。
弘治四年（一四九一）	八月四日戊申	旱	六月廿三日禱、不雨。至廿五日纔雨、後又旱、福初等社禱。請仏水三次、不雨。至七月廿七日、纔雨露足。
弘治七年（一四九四）	八月十二日戊辰	旱 春夏霖	與興福等社禱。

正徳十一年（一五一六）	八月十九日戊辰	七月不雨	我社同塘田社禱，得霖霖雨。会興福社約合同禱。廿三日，同至李寧氏屋舍求神，用鸞箕，許廿三日雨大澍，至期果驗。
嘉靖五年（一五二六）	八月初六日戊午	旱、五月至七月初、縹雨	同興福社禱。
嘉靖六年（一五二七）	二月十一日戊午	五月洪漲	族因與興福社同禱，每致僵恆結饑，乃告縣給分禱執照，與塘田社礮源裡外社，共立壇於礮坑口魚塘背山麓，建五穀土主神碑，春秋祀饗。
嘉靖廿六年（一五四七）	八月三十日戊	旱	社鑿禱，先是，與福初社有議，倘福初禱，析寧饋助銀一錢八分，寒係塘田社給辦者。今秋福初禱，興福預索塘田銀，如數先饋，我社以與原議剝爽，復取塘田銀饋去，乃福初受興福所饋，而返我社者不受，我即將原銀還塘田。

この表を見ると、祈寧社を軸とする祈雨連合には、二社連合（一四七四年、一五二六年、一五二七年、一五四七年など）、三社連合（一四五九年、一五二七年、一五四七年）、三社以上の連合（一四七〇年、一四七一年、一四七二年、一四九四年）から最大は九社連合（一四五四年、一四五九年）に及ぶ段階があつたことがわかるが、その大半は同社の四境に位置していたと思われる福初・興福・塘田・穆源の四社との間に行なわれている二・三社規模の連合である。そしてこれらの連合に特に注目に値するのは、これらの連合が偶然的・恣意的な結合でなく、相互に実質的な水利上の共同体連合の場合に特に注目に値するのは、これらの連合が偶然的・恣意的な結合でなく、相互に実質的な水利上の共同体

的規約（合約）ともいべき協定を基盤として継続的な連合関係が樹立されていたという点である。例えば、上表、一五一七年の記事によると、祈寧社は從来から興福社と連合して祈雨祭祀を行なうことが多かつたが、その都度、利害の衝突から紛争が絶えなかつたので「爾後、分れて祈禱を行なう旨を県に申告して許可を得た上、塘田・穂源の内外二社と共同して、砂坑口の魚塘背山麓に壇を設け、五穀土神の碑牌を立てて、春秋の祭祀をささげることにした」という。ここには、連合祭祀が関係各社間の協定合約を基礎としてのみ継続され得る事情が明瞭に示されている。その協定の具体的な例は上表一五四七年の記事に見えるところである。即ち、この記事によると、從来、祈寧社と福初社及び興福社との間の協定では「もし福初社が雨乞いの祈禱をした場合には、祈寧社は銀一錢八分を分担支出する」ことになつており、更にこの分担金については祈寧社とその傘下の塘田社との間に内部慣行があつて塘田社が実質的な醸出負担を負つていたという。ところがこの年、福初社が雨乞い祈禱を行なうに先立つて、同グループに属する興福社が福初社に替つて、塘田社に分担金を請求し、当該分担金額を取得したため、祈寧社側は手続違反と見なし、改めて塘田社から分担金を徴取して福初社におくつたところ、福初社側は既に興福社を通じて当該金額を受けとつてゐるといつて祈寧社提供の金を受けとらず、祈寧社はやむなくこれを塘田社に返した、というのである。單なる授受手続の問題でもこれだけのトラブルが起つてゐるところを見ると、祈寧社をめぐる諸社連合の祭祀、水利の協定は、細かい手続事項を含むかなり精細なものであつたと考えなくてはならない。このように水利関係をめぐる各社の連合は、微妙な利害対立をはらんでしばしば動搖を起していたが、協定が有効に機能している限り、その合同祭祀の場面では、各社は共同の社神・水神などに対して、前記祈寧一社単独のケースと同様、神像・神輿奉迎巡行の礼を行ない、併せて演劇を奉獻して、水利の順調を祈禱したものと想像される。

## (ii) 臨時祭祀

次に必ずしも水利関係の祭礼祈禱に限らず、時としてやはり数社連合による農耕儀礼的祭礼の行なわれることもあつた。祈寧社『社会記』・弘治九年(一四九六)・秋社八月初四日の項、時事欄に見える次の記事はその好例に属するものであらう。

夥三都・錦溪口廟、周王忽著機祥。農民為禾苗、各鄉迎請。我社同穆源・塘田四社、迎奉扮演角觔。〔觔〕之戲、酬送。苗果秀。

即ち、これによると、夥県第三都(名州村に隣接)にある錦溪口の周王廟に突然、祀神の周王が姿を見せたという噂が広がり、郷民の間に禾苗守護の靈験が喧伝されて、各郷では争つて廟を建てて奉迎したが、祈寧社も「穆源社・塘田社などの四社と共に、周王を奉迎し、併せて“角觔の戯”を上演して“神靈を送る”礼をとったところ、果して禾苗はよく稔った」という。この文に見える、「穆源・塘田などの四社」というのは、上掲、水利関係連合の組合せの一つであり(一五二七年の記事、他の二つは興福・福初かと思われる)、おそらくこの臨時の祈報祭祀連合も、長年、水利関係をめぐって培われてきた共同関係を土台として成立したものと見て間違いないであらう。

以上I・IIを通じ、祈寧社の農耕(酬應)祭祀機能の面からでできている一社→一郷村→社連合に至る一連の演劇活動を概観しあえた。この種の農耕儀礼に伴なう成員統括的な演劇は、既に宋元時代の“社”的内部で充分に成熟しあえていたものであつて<sup>(14)</sup>、明代の“社”はそれを前代からの慣行として持続したに過ぎないと思われるが、それでも数社連合による演劇の運営など各社間の祭礼演劇が若干組織化されてきていたという辺りに明代的な特色は認めるこ

とができるのではあるまい。

## 第二節 抑民組織としての“社”の演劇活動

次に、元代の社で一つの重要な機能となっていた村民教化の側面が明代の社にどのように継承されていたか、又その場面で演劇がどのような役割を演じていたかなどの点を論じて見よう。

まず元代の社におけるこの種の村民教化機能は『元典章』卷二三・戸部九△勧農立社事理』〈社規〉十四条のうち、第十一条、第十二条に次のように見えている。

(第十一条) もし本業に務めず遊手好閑にして、父母・兄長の教令に遵わざる兎徒・惡党の人あれば、まず社長より叮嚀に教訓し、もしこれ改めざれば姓名を籍記し、提点官の到日を候つて社衆に対して審問し、これ実なれば門前において大字もて粉壁に“不務本業”、“游惰兎惡”等の名称を書写す。もし本人、恥を知りて過を改むれば、社長の保に従つて明申し官は粉壁を毀去す。<sup>(15)</sup>

(第十二条) 今後、毎社に学校一所を設立し、經書に通曉する者を選びて学師となす。農隙の時分に各々子弟をして入学せしめ、まず孝経・小学を読み、次いで大学・論・孟・經・史に及び、務めて各々をして孝悌・忠信を知らしめ、本を敦くし末を抑えしむるを要す。<sup>(16)</sup>

これらは、元来、所謂「鄉飲酒の礼」の系統を引くもので、基本的には郷村社会の治安維持を狙つた抑民機能と言えるものであるが、ただその方法がなるべく直接の刑罰や警察の発動をさけ、自治団体たる社の村民統制力による教育を通じて、いわば下から培養するような形で目的を達しようとした点に特色があつたと言えよう。そして、明代の

郷村社会では、元代の社のこの方面的機能は、全般的には、各社、各郷で毎年又は数年に一回、郷民を村廟に結集して締結する『郷約勸諭』の場面の中に最も忠実に継承されているようと思われる。例えば、明代以来の郷村の風俗を記したと思われる『欽定古今図書集成』歳功典・卷三一《社日部彙考》の条には、次のような記事が見えている。

△(江西) 德化県 春秋祭祀畢、諭以“郷約”、聚飲而退。<sup>(17)</sup>

これによると、当時(おそらく明代以来)江南地方の社では社祭がおわった後にこれに参集している郷民に対して社の古老から“郷約”が諭せられるのが常であったというのであり、ここには明らかに元代以来の“社”的“抑民機能”的系譜を認めることができる。そして明代の郷村の場合、この種の村民教化のための“郷約”を締結するための儀式的な場所として「郷約所」なるものが設置されることがあつたらしい。例えば、前節以来、しばしば引用している若州村祈寧社所属の安徽・休寧県の場合、万曆三五年刊『休寧縣志』<sup>(18)</sup>により、次表のような県域内(県城内及び郷村三十三都)“郷約所”的配置状況を確認することができる。

第四表

		郷名		都名	団数	村数	郷約所数	社倉数
		東	北	隅	三	一一	七	
		西	北	隅	二			
忠孝郷		三						
東南隅		一〇						
北		南	東	西	門	門	門	門

		第一都	第二都	第三都	第四都	第五都	第六都	第七都	第八都	第九都	第十都	第十一都	第十二都	第十三都	第十四都	第十五都	第十六都	第十七都	第十八都	第十九都	第二十都	第二十一都	第二十二都	第二十三都	第二十四都	第二十五都	第二十六都	第二十七都	第二十八都	第二十九都	第三十都	第三十一都	第三十二都	第三十三都			

	由山東鄉		履仁鄉				吉陽鄉				
第十七都	第二十三都	第十八都	第十三都	第十二都	第十都	第六都	第九都	第八都	第七都	第五都	第四都
七	九	一二	四	二	二	三	二	五	三	七	一二
八	四	七	五	三	六	五	五	七	六	八	六
一三	一五	二〇	五	四	四	二	三	三	八	七	七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	千秋南鄉		里仁東鄉				黎陽西鄉		黎陽東鄉		由山西鄉	第二十四都
第二十九都	第二十八都	第二十七都	第二十六都	第十一都	第十五都	第十四都	第二十二都	第二十一都	第十六都	第二十五都		
一二	九	五	六	三	六	二	八	五	八	七	七	七
八	五	四	六	五	二	一	四	五	九	七	八	
一七	一〇	六	一〇	三	七	一七	一五	七	一二	一一	一四	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

和陸郷		第十九都	五	二	一	一
虞芮郷	第二十都	七	四	九		
	第三十一都	三	三	五	一	

		第三十二都	四	七	六	一
合計	第三十三都	七	六	一三		
	三七	二一七	一一三七	二七五	三七	

今、この表の中から、城郭内四隅と郷村地帯全三十三都を含む全県域内の村落数と郷約所数の関係を見ると、村落數一二三七に対して郷約所数は二七五にのぼり、一村に一ヶ所以上の郷約所が配置されていたことがわかる。また、この表全体として郷約所の配置が都市部ほど少なく（例えば城郭内四隅）、僻遠地ほど多くなる傾向が認められるが、これは郷約所が行政的村落区域を単位とするだけでは不充分で、自然的村落（実質的な共同体的関係の成立している集団）のすみすみまで行きわたるようにキメこまかく配置される必要があったことに基づくものと思われる。茗山村の所属する第三十三都の場合には、右の『休寧縣志』<sup>五年刊</sup>の記載では村落数六に対し、郷約所数一三で、一村平均二ヶ所の割合であるが、この区域の村落の数については、別に『徽州府志』<sup>嘉慶四五年刊</sup>及び『徽州府志』<sup>道光七八年刊</sup>にそれぞれ異なつた記載があつて、次のような時代的変遷を示している。（第五表）

即ち、当初十ヶ村あつたものが六ヶ村に減り、更に十五ヶ村にふえるという動きを示しているわけであつて、この地域の実質的な自然小聚落（社の基礎となつてゐるもの）としては一〇へ一一・一二程度の数が予想される。<sup>五年刊</sup>『休寧縣志』の記す郷約数一三は、この自然的小聚落の数にはば見合つております、おそらく元代以来の自然村を実質的な基盤

第五表

嘉靖刊 『徽州府志』 卷一 《附錄》	万曆三 年刊 『休寧縣志』 卷一 《輿地志》	道光七 年序刊 『徽州府志』 卷二 《輿地志》
茗州、鵬源、流口、馮村、水觀源、大坑 口、泉坑、張源、汪村、山村	茗州、鵬源、流口、馮村、泉坑、前源 大川、梅溪、彭源、汪村、右隣、施村、 小橋、三村、王家田	茗州、鵬源、流口、馮村、泉坑、前源、 右隣、施村、
計一〇ヶ村	計六ヶ村	計一五ヶ村

として組織されてきたと思われる“社”（前節所論の如くこの地域には祈寧社を含めて九つの社があった）を単位として、郷約所が設置されていたのではないか。つまり、元代以来の“社”が明代の郷村地域では、「村民教化の母胎」＝「抑民政策の拠点」としての郷約所にスライドしていたと考えられる面が存するのであり、従って茗州村の場合にも、古い社である祈寧社を中心として、この社の郷村掌握力や組織力に依存する形で、一～二ヶ所の郷約所が設置されたいたものと推定することができる。

ところで、明代郷村の場合、この郷約所を中心に締結され維持されていると思われる“郷約”的種類としては、二つの大きな系統の分化が進行してきていたようである。一つは、前掲、元代社規に見るよな、遊民を抑止し子弟に孝悌忠信を諭す類の、固有の意味での抑民教化的色彩の強い“保甲系郷約”であり、他の一つは、村落の共同地や農作物を内外の侵害から守ることを目的とした、村落共同体の自治規約の一環としての“禁約系郷約”である。後者は前者の基盤の上にはじめてその実効を保障される関係にあり、前者から派生したものと言えるが、明代的特色を濃厚

に帶びてゐる点で重要である。以下、この二つの郷約場面をめぐって展開される里社演劇の状況を順次に概観して見よう。

### I “保甲系郷約”の場における演劇

先ず、明代の郷村、里社の間には、元代社規に見えるような村民教化を狙いとして、古老・社長などの主唱の下に、郷約の説論や親睦宴会などが挙行されることが多く、場合によつては、その席で演劇の上演されることも稀ではなかつたらしい。例えば、江西・饒州府・安仁県の人、劉麟（一四七四—）の『損益藍田呂氏郷約』（『劉清惠公集』卷一一）はこの地方の里社の祭礼慣行の一部を次のように記している。

#### ○徳業相勵（略）

#### ○過失相規（略）

#### ○礼俗相交

一曰称謂；（略）。二曰行輩；遇同社父兄、以事父兄之礼事之。……三曰燕飲；有故前三日具啓、或躬請或遣子弟童僕往請、至日再速、宿滌器皿、辦蔬菓魚肉、務令精潔、不尚豊奇、或吹笛鳴鼓、不用粧戲喧譁、雅澹礼飲、成歛乃罷。……同社有燕、与会期相逼、則併為之。……四曰慶弔；同社有吉事、則慶之。有儀物、有凶事、則弔之。亦有賙賄豐縮之宜、酌於社長。<sup>(19)</sup>

ここでは、社の古老又は社長が“慶弔燕飲”的場（郷飲酒の礼の系統のもの）で子弟を統括しつつ村民教化の実をあげようとしているわけであるが、文中に特に「不用粧戲喧譁」と戒めているところを見ると、當時、郷村のこの種の郷約説論、社飲の場で演劇の風が勢を得ていたことがわかる。今、この風潮を念頭に置き、ひるがえつて、前節以来、

主要資料としてしばしば引用してきた『若州吳氏家記』の祈寧社《社会記》を見ると、その記事の中にも、この種の“保甲系鄉約”、“鄉飲酒礼系鄉約”的勧諭の場を示す記録が、数は少ないが、次の如く散見せられる。

第六表

年	社 日	時	事 社 首	文 昇
成化六年（一四五五）	八月五日戊申	大府孫公、於邑之每里、設一耆老、以礼勸諭。		
成化十九年（一四八三）	二月初五日戊辰	県定每保立約長、十家為甲、我保李齊雲為約長。		
成化十九年（一四八三）	八月初八日戊辰	寵去約長。		
			公 達	

右のうち、一四五五年に「里ごとに一耆老を設けて礼を以つて勧諭せしめた」とあるのは、当時の里社を単位とした鄉約締約の場面に外ならず、これを承けた一四八三年の「約（約長）」の設定は、さきの耆老による“鄉約”勧諭の慣行に保甲式の警察的な裏うちを与えて、“社飲鄉約”に制度的安定をもたらすことを狙つたものであろう。しかも一四八三年の春から秋にかけての約長と社首の交替関係を見ると、李齊雲（吳氏の競争者）が約長に就任した一四八三年春一月には、祈寧社社首に吳氏の名がなく（一四四七～一五四七年までの各年春秋社首に吳氏社首の名を欠くのはこの回のみ、一種の異常事態）、次いで、同年秋八月「約長を寵めさせた」とある記事と併行して吳氏社首の名が復活している。これは、祈寧社の社首が若州村の事實上の鄉約勧諭の推進役を兼ねる慣行ができ上つていて、右の一四八三年春に鄉

約責任者として“約”“約長”制度が登場した際にも、呉氏が結束して異姓の李齊雲を排除し從来の慣行の原則（呉氏の社首独占、従つて約長兼務）を貫徹せしめたことを意味するものではなかろうか（この方向は既に牧野巽博士の想定されてゐるところである。<sup>(20)</sup>）。つまり、この若州村の「郷約勧諭組織」は、元代社制下と同じく、事實上<sup>(21)</sup>、この村の有力な社である祈寧社が支えていたのではないかという推定が成り立つようと思うのである。或は当の祈寧社の社廟そのものがそのまま若州村郷約組織（上記の“約”）の公的集会所である郷約所を兼ねていたか、或はその社廟に近接して郷約所が附設されていたか、何れにしても、郷約所及びその運営（郷約締結など）が祈寧社社廟の祭祀運営の著しい影響下にあつたことだけは疑いないところであろう。そして前節に詳論した如く、祈寧社社廟の祭祀は農耕儀礼の場を中心として演劇を含むことが極めて多かつたのであるから、その当の祈寧社の濃厚な影響下に挙行される若州村の“郷約燕飲”の場では、同じく演劇を許容し易い燕飲の場の不可避的趨勢として（前掲の郷飲演劇の例はその証左）、社祭の場面以上に演劇が流行する傾向にあつたものと見なくてはならない。“保甲系郷約”的勧諭は、社域を超えて村落内外の居住者を広く動員する必要があった筈で、演劇はここでは、村民誘引に不可欠な手段として機能しつつ、郷約を神前に誓約する共通の宗教的場面を作り出す役割を演じていたと思われる。

）のようになると、前掲『呉氏家記』△『家典記』△『條約』△『戒靡費』の条に見える「酬應等戲」の語にも、祈寧社呉氏によってリードされていた、）の種の“保甲系郷約”的勧諭、燕飲の場面のものが含まれていたかも知れない。

## II “禁約系郷約”的場における演劇

次に、明代では、同じく郷約所で締結勧諭される“郷約”に属するものながら、その内容の点で前項の“保甲系郷

約”の如き抽象的道徳的な説論たるにとどまらず、より具体的に村落内の共同地や農作物を保護する目的の下に、罰則を伴なつて締結される“禁約”“合約”の類が分化してきており、この種のいわば“禁約系郷約”的締約宴飲の場面でも、演劇が重要な機能をもちはじめていたらしい。前掲『茗州吳氏家記』『家典記』『家約』「戒靡費」の条に見える“(B)園筍を禁じ、(C)禾苗を保つための演劇”とある文は、まさしくこの“禁約系郷約”的場面における茗州村祈寧社の演劇慣行の存在をふまえた表現であるようと思われる。既に仁井田陞博士が明らかにされた点であるが、明代の日用百科全書の類には、通常『郷約体類』と題する項目の下に次のような一組の村落の規約=郷約がのせられていることが多い。<sup>(21)</sup>

- (1) 郷約（別に〈禁田禾式〉を作る）
- (2) 禁六畜作践禾苗約
- (3) 禁田園山沢約
- (4) 禁盜雞犬約
- (5) 禁盜田園瓜菜蔬約
- (6) 禁盜筍竹約

これらは当時の村落共同体が村内の山林、水源地などの共同地や成育中の作物を村落内外の侵害者から守るために自治的規約であるが、何れも違反者に対する罰則規定を含んでおり、従つて一定の村落警察力を前提として成り立つている筈であつて、おそらく前項で考察した如き“保甲系郷約”的蓄積とそれを維持する郷約所組織の成熟の上にでき上つてきたものと思われる。そして、前掲祈寧社『家約』「戒靡費」の条の〈禁園筍〉〈保禾苗〉が全体として右

の(1)～(6)に關係をもつことは明らかであるが、その語の類似關係を手掛りにして推定すると、〈禁園筈〉の方は、(3)〈禁田園山沢約〉(5)〈禁盜田園瓜菓菜蔬約〉(6)〈禁盜筍竹約〉あたりに直接重なり、〈保禾苗〉の方は、(2)〈禁六畜作践禾苗約〉及び(1)〈禁田禾式〉あたりに該当するものと見ることができよう。以下、両者それぞれにつき、その“鄉約”的内容とその中における演劇の登場の仕方を立ち入って検討して見よう。

## (i) 〈禁園筈〉鄉約と演劇

先ず、仁井田博士の紹介された明代百科全書の一つ、万曆三五年刊『万用正宗不求人全編』(内閣文庫蔵)卷五《牋式門》より〈禁園筈〉鄉約に当ると思われる上掲(3)(5)(6)の規約文言をあげて見ると次の通りである。

## △禁田園山沢約

古者、田園山沢、俱屬禁約。所以立撙節愛養之道、收天地自然之利。今茲青苗蔽野、綠陰連山。有等不良之徒、輒肆拘牟之行、以致生者煩、而厚生之道荒矣。今会一方、宰豬置酒、方血定盟、從新禁誓。日如[加]巡邏之功、月有交牌之會。凡我同盟之人、皆在所禁之中。令有条例、戢于後、故示。

△禁盜田園瓜菓菜蔬約(23)

某都為禁約事。切照、本都居民四散、業在田園。故于東作方興之時、雨露滌濡之際、其子蔬菓等物、四時靡不種裁於中。預備急濟、日食方全。蔬菜成熟、不亦禁戒。因離家遙遠、巡顧不遇。却被附近居民、多有巢竊狗偷之輩。輒起貪心、擅入田園。偷盜蔬菓、以為有甚於強徒。擾掠鄉村、人人無不被害。然此惟圖一時之小利、以順口腹之所欲。損物害理、不仁孰甚。理合給約通禁。各宜洗心涤慮。中間再有仍前偷盜者、即許被害之人、緝過擒拿。赴臺從公審治、仍罰某物若干、入於本境某處、充公以禁。其餘的不虛示。

### △禁盜筍竹約

某境為禁約事。戶有竹山一片、坐落某處、木竹成林。今當春筍發生之際、因離家稍遠、以致巡視不常。屢被隣近君〔居〕民、卽竊狗盜之輩、縱令男姪人等、窺覬覬覦、輒起貪心。成三五成羣、或八九為黨。逕入林中、擅自盡掘。惟肆一己之私欲、罔充一時之口腹。損人害物、不仁孰甚。本欲告究懲治、緣無指実姓名、給示告明、各宜洗心滌慮。如有稔惡不悛、仍前盜取、許令諸人察緝捉獲。甘賞銀兩、以爵其功。即將盜紀〔犯〕人役、投明里老、責令充會、以警後來如此。庶人心之〔知〕所忌憚、而物性得遂其生成。為此故約。

右規約は、当時の郷村が村民相互の自治規約として村落の再生産の基盤である田園（耕作地及び入会地）を大切にし、また竹筍など山林自生の共有物をぬけがけ的に盜取する挙に出ないことを郷民に約束せしめ、又、その遵守のために相互覺察を行なうことを定めた内容のものである（『吳氏家記』の所謂「禁園筍」とは、「禁田園山沢約」と「禁盜筍竹約」を併称・略称したものである可能性が大きい）。別に広い意味で右の「禁田園山沢約」の系統に入ると思われる同種の禁約として、村落内の有力宗族の墳山を侵害から守ることを目的とした「墳山禁約」なるものも問題となる。五年刊『万用正宗不求人全編』所載のものをあげると次の通りである。（△墳山禁約）

### △墳山禁約

蓋墳山之有樹木、猶祖宗之有神靈。墳山之樹木榮、則祖宗之神靈安、則子孫之福祥應。奈、有等不肖子孫、單日寸光、僅見小利。斧斤戕伐、不暇旦夕。而弗思山木既衰、祖靈亦散。祖靈既散、則吾身之精神命脉原與祖考相通而無間者、必然危殆不安。災害百出、豈得以獨存哉。由此觀之、戕山木、即所以戕祖宗。戕祖宗、而即所以成吾身矣。利害皎然如此、人曷不知重乎。予輩目擊、斯弊痛心。此等之人、教之不諭、戒之不敗。只得

敵設一禁。凡繫公衆墳山、如某處等、各處不一。再有仍前盜砍者、捉獲。不拘内外人等、通聞糾首、會集族衆拘究。輕則罰銀酬謝。重則送官懲治。如是、則物得所養、墳得所安。而福祥自至。子孫不亦才乎。民俗不亦厚乎。

咨爾同盟之人、守此禁令。堅如金石、信若四時。毋隱毋縱、毋怠毋畏。斯不負於所舉者。

一般にこのような有力宗族の墳山は、村落の農耕生産を支える入会地（薪炭供給地など）や水源地であることが稀ではなく、祖墓の保護が実質的には村落共同地の保護の意味をもつてゐる場合が多い。<sup>(24)</sup> 従つて、所謂「禁園筍」の郷約の中にこの墳山禁約を含めて考えておく必要があるわけである。

ところで、この種の「禁田園山沢約」「禁盜筍竹約」「禁墳山約」などが、例えば村の郷約所や社廟で締結される場合、その締約の儀礼としては、上掲「禁田園山沢約」に「一方の人を会集し、猪を宰して置酒し、血をすすつて盟を定めた」と見える如く、「一般に、一郷全域の人々を（同姓異性をと問はず）神前に招集宴飲し、神人誓約の姿をとつて、締結するのが通常の形であつたらしい。従つて、この場面は前項Ⅰの“保甲系郷約”的場面の延長と見ることができるもので、前述のように、“保甲系郷約”宴会の場に演劇が登場している場合には、この“禁約系郷約”宴飲の場でも、演劇が入つてくることは自然の勢であったと思われる。特に前掲の祈寧社「條約」「戒靡費」の条に見える「禁園筍の戯」とある表現は、明らかにこの社が“田園”“筍竹”又は“墳山”などを保護するための禁約を締結する神前宴飲の場で（置酒）、演劇を上演する慣行をもつていたことを示すものと考えなくてはならない。しかば、實際の祈寧社「社会記」の記事の中に、この種の“禁園筍系郷約”的締結に関する演劇場面がどの程度見出され得るであろうか。間接的な類推を許す痕跡をもつものを含めて年代順に列挙すると次表の如くである。

第七表

年	社 日	時	事
成化十一年（一四七五）	二月九日戊子		吳氏二門為看守竹木合約。
成化廿三年（一四八七）	二月十八日戊子		正月初三日， <u>潛潭汪宗岳</u> 等率無賴多人，於後山侵砍木搬去，我族告縣，檄里老謝演、 <u>謝公道</u> 、 <u>李賈</u> 勘理，諭應等出價銀二兩伍錢，懲買地以杜訟，立有合同左証，請府篆鑄印，仍照原質六分為率，族業五分， <u>江宗潤</u> 等業一分，與立合同左証，請府篆鑄印，合同，切達收。
弘治元年（一四八八）	二月初四日戊申		旧年九月間， <u>吳惠叔姪華</u> 離此地，又盜後塢口墳山蘆木二株，我族告縣，檄里老謝演、 <u>謝公道</u> 、 <u>李賈</u> 勘理，諭應等出價銀二兩伍錢，懲買地以杜訟，立有合同左証，不許侵害我墳山，合同，音海收。
弘治十年（一四九七）	八月		三十二都汪產義：將山發，與渠族及蒼頭 <u>吳九</u> 等火種，因燒我連界魚梁坑墓林內株雜木四株，我族与言，備禮物酬謝，願立文約，不致侵害。
弘治十四年（一五〇一）	二月十九日戊戌		魚梁坑祖墓蘆木，被半。即 <u>汪產義</u> 盜砍一株，投之里長 <u>汪遠</u> 。 <u>吳燦</u> 復具告縣。
弘治十五年（一五〇二）	八月初九日戊申		<u>汪產義</u> 托 <u>潛潭親江原広</u> 為名，懇甘立文約。
			魚渠坑墓林多猿， <u>汪云祐</u> 輩，因逐捕猿，毀削林木枝枒，族与言，又立文約。

嘉靖二年（一五二三）	二月廿一日戊戌	榮七公墓，在山村下末，被山村率燒剗種作，旭二公墓被李璠侵奪，告縣，差老人踏勘，令備札酬謝。
------------	---------	---

以上によつて明らかとなつた、この記録では、〈禁田園山沢約〉の耕地農作物保護に関するものや、〈禁盜筈竹約〉に当るものは殆んどなく、すべて〈墳山禁約〉の系統に属するものばかりであり、しかもその記事の中に演劇上演の事実を示す語句は殆んど見当らない。しかし、一方、後世の清代の禁約類では上掲規約文言の“宰猪置酒”的部分が“演戲申禁”となつてゐるもののが少なからず見出され、特にそれは〈墳山禁約〉に多いという事実がある。<sup>(25)</sup> 従つて、上表〈墳山禁約〉の場面（多く“合同”“文約”を立てる宴会の場）でも少くともその一部に演劇を含むものがあつたと考へることは可能である。このうち特に一四七五年「吳氏」門が竹木を看守する約を立てた<sup>(26)</sup> とある条は、この社の墳山禁約の一般的な形を示したものと思われ、そこで演劇が上演された可能性が大きい。他の六件の例は何れも一般的な禁約定立の場面ではなく、具体的な墳山樹木乱伐事件の処理として、違反者に“合同”“文約”を立てしめ祖墓に酬謝せしめてゐる例なので、參集者も限られていた筈であり、盛大な演劇が行なわれたとは考えにくいか、清代の文献では禁約の違反者に罰としての演劇を課する例が多いから（罰戯と呼ばれた）、上掲六件の中にもこの種の罰戯のケースが含まれていたかもしだれない。何れにせよ、上表の諸ケースの中、若干に演戯（禁園筈の戯）が含まれていたと解しておくる。

### (ii) 〈保禾苗〉鄉約と演劇

次に、『吳氏家記』〈條約〉「戒靡費」の条に〈禁園筈〉と並んであげられている〈保禾苗〉のケースについて検討

して見よう。前項と同じく、先ず、万用正宗不求人全編】卷五《牴式門》の中から、該当郷約例をあげる。

#### △郷約体式

夫國以民為本。本固則邦寧。民以食為天、食足則信孚。此農事至重、實王政之首務也。切照、本鄉居民稠密、別無經營、惟資耕種、以克歲饑。是以既殫東作、庶有以望於西成。茲當禾苗盛茂之時、不許縱放牛馬踐傷、鵝鴨啄食。各家務宜牢固閥閼。爰自某月某日、會衆議約。曰後倘有無籍之徒、不遵鄉約、故意違口、輕則罰財散衆。重則送官告明。為此示諭。

#### △禁六畜作踐禾苗約<sup>(28)</sup>

嘗謂國以民為本。本固則邦國咸寧。民以食為天、天順則人民均富。理同然也。切照、本鄉僻處遐陬、民居稠密、不務工芸以營生、罕作經商而覓利、惟藉播穀以給贍養之衣食、種植以供上國之稅糧。日用巨細、所需分毫、悉賴斯。方春之時、載耕汎汎、則俟伺侯旅、而心勤於耕耘也。可謂勞矣。至於當夏之際、徂隰徂畛、其鹿綿拂、則強以侯旅、而竭力於耕播也。感惟耕哉。誠以耕播耘耨之勤勞、預望倉廩豐實之饒裕。使八口之家、無啼饑号寒之苦。一鄉之內、有含哺鼓腹之樂。嗟夫俗有淳漓、民有純駁。鼓稼穡之艱難者固多、徇一己之私欲者亦有。或縱牛羊踐踏、或放鵝豕蹂食。若不設禁、誠為有害。夫既往者不可追、而未來者尤可救。早晚禾苗之吐秀、乃感天意而垂榮。牛羊鵝豕之踐害、实由人心而不譴。是則憂之良可惜哉。爰會鄉衆僉謀、嚴立禁約、示仰週知。自今為始、各家人等、務宜遵守。畜養牲口、俱要謹慎、嚴固閥欄。毋得故意縱放踐食。巡視遇見、登時打死。必不賠償、亦無爭競。倘有無籍之徒、恃強之輩、出首妄爭、即投申明亭、上從公斷、治罰依例。庶使人知驚懼、物遂其生。惟願五穀豐登、共享太平之盛世。四民樂業、同于至治之雍熙。故示。

これらを見ると、〈保禾苗〉とは「耕地に牛羊を放牧して農作物を践み荒らせる」ことを禁止する規約であることがわかるが、祈寧社『社会記』記事の中でこれに関係するものとしては次表の一例を見出しえる。

第八表

年	社 日	時	事
景泰六年（一四五五）	八月五日戊申	六月廿日、安苗福飲、酒不如法、罰社首文昇、外加酒各一浮。	
弘治十三年（一五〇〇）	八月十六日戊戌	六月二十日、重定安苗福飲。	

即ち右の両記録に見える“安苗”的語が“保禾苗”に關係があるとすると、右六月廿日の“福飲”（燕飲）は、何れも上掲の〈禁田禾式〉又は〈禁六畜作踐禾苗約〉などの“鄉約”締結の場面と考える余地があるようと思うからである。六月廿日という日がきまつてゐるような印象を受けるが、この辺りは季節的にも作物の成熟にとって重要な時期であった筈であり、おそらく毎年この時期に「禾苗保全」のための“鄉約”が鄉約所（又は社廟）で村民を会同して神前誓約されたものであろう。その「福飲」（燕飲）の場で演劇が上演されたであろうことも、前掲〈禁園等〉の場合と同様である。<sup>(29)</sup>

以上、I・IIを通じ“社”的抑民的、教化的機能を継承した“保甲系鄉約”及び“禁約系鄉約”的締結場面（社飲の席）に演劇が入り込んできている状況を略述した。主要資料とした徽州・茗州村・祈寧社の場合を見ると、何れも茗州村全域の全住民に関わるべきこの種の郷約が殆んど祈寧社・吳氏一族の私的利害の影響の下に運営されている印

象が強い。この点はおそらく、祈寧社・吳氏一族がこの村の実質的な経済的乃至経済外的権力を掌握していたことの反映であろうと思われるが、このような特定の有力宗族への“社”的権力集中とそれを基礎にした郷村秩序（郷約によつて代表される）の組織的強化という辺りの傾向が、元代“社”制からの単なる継承というレベルをこえた明代“社”制の時代的特徴であつたと思われる。

### 第二節 救荒組織としての“社”的演劇活動

さて地縁的自治組織としての“社”的重要な機能の一つとして、飢荒時の相互扶助という側面を見逃すことができない。元代の“社”においても、この点は、例えば『元典章』卷二三・戸部九八勸農立社事理》〈社規〉第八条に、次のように明記されている。

「社」とに義倉を立て、社長これを主<sup>ハシ</sup>どる。もし豊年に遇わば、収成せる去處にて、家<sup>ハシ</sup>とに口数を驗<sup>レバ</sup>べ、一口<sup>ハシ</sup>とに粟一斗を留めよ。もし粟（一）斗に抵する無ければ雜色の物料を存留し以つて歉歲に備えよ。（歉歲には）就きて各人に給し、自ら食用を行なえ。官司並びに拘檢して、借貸動支するを得ず。

もともと、元代の社制においても、右条規に見るような救荒備蓄の役割を五十家内外の人口を擁するにすぎない一つの“社”組織で果して行くことは困難な場合があつたことは当然であり、特に江南地域では、当初から一社一倉の形はくずれて多数の社の連合が一つの社倉を維持するという形が普通であつたらしく。<sup>(39)</sup> 明代江南の“社”的場合も、例えば休寧県域などの場合を<sup>万曆三五年刊</sup>『休寧縣志』の記事で見ると、前掲第四表（休寧縣地方組織表）附載「社倉数」

欄に記載したように<sup>(31)</sup>、五六十の村を包括する『都』を単位として、一都に一倉の割合で社倉が設置されている。この場合、一社倉傘下の単位は社倉の沿革から見てやはり元代以来の義倉負担団体としての系譜を引く区域内の各『社』（郷約所の数に見合う程度のものと推定される）であることが多かつたであろうと推定される。ただ、このような大規模な連合の形になると、救荒負担をめぐつて各『社』又は各『村』間の利害が対立し易く、勢い行政権の介入による調整を必要とする場面が多くなつていたに相違なく、その限りでは明代の社倉は自治的組織としての自立的色彩が弱まり行政末端機構としての性格が強まつていたと思われる。しかし、それにも拘らず、社倉又は義倉が本来その単位組織としての單一の社それぞれの固有の職務であるという観念は明代においても支配していた筈であり、当時の県行政権力はむしろその観念を利用して各社の負担において社倉を組織していたと言つてよいであろう。前掲『吳氏家記』の祈寧社『社会記』の記事の中にもこの社の義倉（所謂社倉）関係記事として次のものが見えている。

第九表

年	社	日	歲	候	時	事
成化八年（一四七二）		八月十四日戊寅		五月旱		郡丞黃公巡行各縣、起造義倉。
正徳五年（一五一〇）		二月初二日戊子		冬豊凍		都之里老、吳隊・方定・方崖蒼頭三人給半流倉穀。
正徳十一年（一五一六）		二月七日戊午		稔		監司檄文勸徵新收稅、每畝輸穀二斗於半流倉廩
嘉靖二十四年（一五四五）		八月初八日戊戌	（春）饑甚			邑丞張至半留倉、放穀賑貧人。

これらを見ると、祈寧社は県の監督の下で半流（半畠）所在の義倉に対する維持責任を担当していたことがわかる。万曆三五年刊『休寧縣志』の社倉の条では、祈寧社の所属する三十三都（六ヶ村、十三郷約所）にただ一ヶ所の社倉が記されているだけであるから、その社倉は右の半流倉であつたに相違なく、おそらくこの社倉は前述した祈寧社を含む水利連合の最大グループである九社連合グループによつて維持されたものではないかと想像する。

ところで、問題はこれらの社倉と、関係各社の演劇活動とがどのような関係にあつたかという点である。この点に關しては上來屢々引用しきりた『吳氏家記』、『社會記』にも特に記す處はないが、別に明代後半期の社倉政策の中に、社倉管下の祀神組織（多くは“社”であろう）が賽神演劇用に蓄積した資産（錢穀）を社倉資本に吸収する手段がしばしば提議されているという事実があつて、この点に一つの手掛りを求める事ができるようと思われる。例えば、万曆四〇年（一五六）頃、湖東道（江西東部）の社倉について述べた、沈演の『社倉規約』（『止止齋集』卷一七）はこの点について次のように述べている。

分守湖東道、右參政沈□、為興復社倉事。照得社倉勸興旧矣。往往行無成效、迄至耗蕪。

（前略）一、広積、原冊有官給社本一款、蓋因原無社本而設。訪朱子借穀之說、今社穀既充、則須借倉穀、不必發社。恐生那移影射之弊、其他項可広儲蓄者、頗悉。今酌定開于後、當隨時着実舉行……  
至于各村神廟、每年賽會迎神、扮像演戲、科歛多金。今既嚴禁、聽隨意捨穀入倉、以充祭社救荒之用。許併登善簿、示勸。

この記事は、社倉資本の蓄積の方法を論議しているものであるが、その一方として管下の村々で神廟を中心に成立している“社”的祭礼組織が演劇用資産として蓄積している資産（錢穀）を差し抑えて社倉資本に吸収することを提案

しているわけである。このような政策が着想されたのは、現に演劇を挙行している神廟祭祀組織（多くは“社”である）がかつて明代初期（或は元代）には社倉維持の負担を負っていたということに基くものではあるまい。そして今やそれらのかつての社倉分担組織たる社が本来の社倉任務に冷淡となり、副次的な宗教儀礼にすぎなかつた演劇に、しかも娯楽として、熱中している現状を行政の力で元に戻そうとするとき、各社祭組織が演劇用に蓄積した財産をそれが本来使用さるべき社倉の資本へ還元吸收してゆくという考え方方が当の演劇組織（“社”）に対しても説得力をもち得たものと思われる。第一節Iの(iii)に引用した明末、浙江・嘉善県・胥山郷の“同善会”における、陳竜正の“祈雨驅蝗を目的とした演劇を禁止する”趣旨の講話も“同善会”という社倉系統の救荒自治組織が傘下の農民に對して、演劇を奉獻する神だのみよりも着実な種田努力（水車による灌漑など）を勧奨しているものであつて、上記の社倉資本と演劇資産との競合關係を前提にした議論であろうと推察される。このように社倉を主体とする郷村権力の救荒政策一般について民間の演劇が問題となつていたことは、明代前半期以来の「救荒全書」の類にも若干現われていることがある。例えば、明末、崇禎年間の浙江・山陰県の人、祁彪佳の『救荒全書小序』（治本章）（祁忠惠公遺集）（卷五）はこの書が独立に“禁戯”的項を立てた由來をのべり、この点を次のように記している。

優伶之輩，蠱惑心志，平居尚宜屏絕。況當凶年，聚百千之遊手，是冗食也。而搬演之時，又有冗費。甚則民情易動，或且因而擾嚷，此其為害地方。夫豈細故，可無所以禁絕之。越中守憲鄭公禁絕於未荒之前，及於荒而得力尤甚。仁人之言，其利真溥哉。輯禁戲第一

ここでは、当時の郷村民が兎年ですら演劇賽神の慣行を廢さなかつた状況が語られており、官僚の側からは、救荒政策の基盤を培がうために、この種の風習を何とかして社倉の方向に引きつける必要が提起されているのである。

ただし、"社"による"社倉資本"の蓄積と、同じ資本からの演劇費用の支出とが、元代から明代初期から段階では明末におけるほど激しい矛盾関係にあつたか否かは一考を要する。数年後の荒年を予想して蓄積につとめるというような民衆の感覚にとって不人気な社倉政策は、民衆に対して当面の娯楽を与える"賽神演劇"の類と組み合わされてはじめて、ある程度、民衆の永続的な醸出意欲を確保し得ていたものではなかつたか。社倉のような救荒組織が"社"の如き農耕儀礼的祭祀組織によって運営されるという元代社制的な仕組が維持されている所では、少くとも數年に一回は（例えは豊年の年）、その蓄積資産の一部を放出して演劇を挙行し社民に娯楽を与える位のことは、蓄積資産（農民から収奪した剩余価値の一形態）の再分配という意味合いにおいても、若干は必要な措置であったと思われる。

#### 第四節 小結

前節までの縷述の論点を整理し、次章への移行を用意するために、多岐にわたつた本章の行論の方向をここに要約しておくる。

- (1) 元代社制の内部で"社"の重要な機能とされていた水利・荒田開発・驅蝗など全体として村落の農耕再生産の基底を拡大してゆく諸事業の遂行をめぐつて、社の成員の精神的結束を培かうために、社神神廟への演劇奉獻が慣行化していたが、この種の農耕儀礼的性格の演劇慣行は明代前半期の"社"にもそのまま受け継がれていた。ただし明代の"社"での農耕儀礼演劇には、元代に比べて若干その基礎母胎の規模に分化が見られ、ほぼ一種類のものを区別し得る。一つは、一社単独による演劇であつて、立春祭祀・春秋社祭・及び夏秋の祈雨祭祀などの際に、主と

して社廟の社神・陪神群に対して（時には若干の他境俗神をも含みながら）、祭祀の一部として神前に奉獻されていた。他の一つは、数社又は数村の合同によって當まれる広域的な農耕儀礼演劇であつて、主に水利に関連する祈雨祭祀などの場合、数ヶ村にまたがつて成立している共同体的関係を基礎として、数社の連合がその共通の社神・水神に向つて祭祀演劇を奉獻した。明代の農耕再生産の基礎は一般に元代より広がる傾向が強かつたので、その分だけ、数社数村の連合による広域的な祭祀演劇が組織的に挙行される趨勢が強まつていたものと認められる。

- (2) 元代の社制においては、社の成員に対する教化を通じて郷村秩序の安定を確保して行こうとする抑民政策的な狙いが含まれていたが、明代の“社”においても、この種の機能は主として“鄉約所”における郷約勸諭の場面に継承されており、その際やはり、郷約を神前に誓約する媒介として演劇が上演された。特に明代では、抽象的な村民教化に重点をおく“保甲系郷約”だけではなく、より具体的に村落内の共同体的規制（山林乱伐・農作物踏み荒しなどの禁止）を内容とする、罰則を伴なつた“禁約系郷約”が分化し、それに伴なう演劇の比重が増大してきていた。
- (3) 元代以来、郷村の社は“救荒組織”としての役割を担い義倉資本の蓄積を負つてきだが、明代の社倉は、一社一倉でなく多数の社が集まって一社倉を維持していた関係上、各社の成員の蓄積意欲は減退しがちであり、各社としても、蓄積意欲の減退を防ぎ、収奪した剩余価値を再分配する形をつけるために、数年に一回は娛樂的な演劇を行なつていたものと推定される。

以上要するに、明代前半期の郷村の里社における演劇慣行は、社が社衆の共同体的意思統一を宗教的に鼓吹するために行なつてゐる農耕儀礼的賽神演劇にせよ、また、社が村民の教化や共同体的規約維持の手段として行なつてゐる

郷約系演劇にせよ、はたまた、社が社倉資本の強圧的蓄積に対する代償として社衆を慰撫するために行なつてゐる剰余価値再分配的な救荒系演劇にせよ、いずれもその萌芽を元代の“社”的”の社規や慣行の中に見出すことのできるものであつた。しかしながら、一方において、明代の“社”をめぐる演劇環境には、元代の“社”制の下とは異なつた明代特有の諸条件が介在していたことも見逃し得ない事実である。特に元代の“社”的”の場合には余り目立たなかつた(2)の郷約系演劇(村民教化の“保甲系郷約”、及び村落規約維持の“禁約系郷約”などの締結場面での饗宴演劇)が、明代の社の場合には、明確な制度的位置を得てゐる点、及び一般に孤立分散的な単独の社祭演劇の多かつたと推定される元代の社の演劇の段階に比べて、明代では、一社を超えた数社数村の連合を母胎とする広域的な演劇の比重が増大し、それだけ社祭系演劇の社会的基礎が組織化されてきている点などに、全体として明代的段階の特徴の一端を認めることができよう。但し、これらの明代的諸特徴をより立ち入つて検討するには、社演劇の場面だけではなく、広く明代郷村社会の経済・社会制度に関する諸問題をも併せて視野に入れて考へて行く必要があり、以下、資料的な補完をも含めて、章を改めて論ずることにしよう。

(未完)

1 多賀秋五郎「日本現存宗譜・姓氏別目録」『宗譜の研究』・一九六〇年) No. 95 所録。書誌的事項は同記事を参照されたい。

2 多賀前掲「日本現存宗譜・姓氏別目録」No. 845 所録。

3 多賀前掲「日本現存宗譜・姓氏別目録」No. 180 所録。

4 松本善海「元代における社制の創立」(『東京・東方学報』一一〇・一九四〇年)、井ノ崎隆興「元代「社制」の政治的考察」(『東洋史研究』一五〇・一九五六年) 参照。

5 梅原郁「元代差役法小論」(『東洋史研究』一二〇・一九六五年) 六三一六四頁(以下の論文引用同じ)による。

- 6 牧野巽「明代における同族の社祭記録の一例—休寧茗州吳氏家記社会記について」（『東京・東方学報』一一〇・一九四〇年、『近世中國宗族研究』）・一九四九年・所収

- 7 多賀前掲（日本現存宗譜・姓氏別目録）No. 233 所録。

- 8 本図は東洋文庫蔵・万曆三五年刊『休寧縣志』卷首図所収の「休寧縣隅都図」の上に、第三十三都の村名（茗州、馮村、流口、鶴源）を同「県境図」の記載により補記したものである。

- 9 この条文について、既に拙稿「清代初期の宗族演劇について」（『東方学』三三一・一九六六年）一一五頁、及び同じく拙稿「明代の閩粵地方劇について」（『東方学』四二・一九七一年）九二頁に引用し、それぞれ若干の考索を試みておいたが、今回改めて括弧的によりあげて検討することにした。

- 10 井ノ崎前掲論文（註4）二～三頁の整理による。

- 11 田仲一成「南宋時代の福建地方劇について」（『日本中國学会報』二二一・一九七〇年）一一〇頁。

- 12 江南地域の外にも、明代中期頃から迎春行事に演劇が入り込んで来はじめたことを示す記録は散見せられる。例えば次の如し。

△張寧『方州先生集』卷二（汀州府行六縣榜）（成化の初一五〇）

一、…其鄉飲迎春、科貢等項事、不可已者、亦須豐儉得宜。毋令小民費擾。外有子牛春戲、桃符門神、元宵燈等項、無益於事者、悉皆停罷。

△（新安）方揚善『方初菴先生集』卷一六（迎春示）（一六〇〇年、陝州）

陝州為禁約事。照得該州迎春一節、固有正典、費有常經、似不可斂……除已行照例迎春合用春牛芒神花鞭金鼓不禁外、其一切兒戲繁文、尽行革去。仍併示仰在城在鄉居民知悉、自今各守爾分、各省爾財、敢有仍前縱肆張擣攬舞、及一應信惑異端燒香布施者、許諸人報官拿究。仍各枷号示衆、決不輕貸、須至告示者。

なお、清代華北の例については、田仲一成「明清・華北地方劇研究」（『北海道大学文学部紀要』一六〇一・一九六八年）二〇

六頁—110七頁参照。

- 13 田仲一成 'Development of Chinese Local Plays in the 17th and 18th Centuries', 1972, ACTA ASIATICA XXII, p. 55 に明代の祈雨驅蝗演劇が用ひられたと思われる『柱聯』(舞台正面の両柱に貼る聯句) の例をあげておいた。(後述)
- 14 田仲前掲(註11) 論文参照。

- 15 第十一條及び第十二條は共に井ノ崎前掲(註4) 論文一九頁の訳訳による。

- 16 同前、井ノ崎論文一八—一九頁。

- 17 那波利貞「唐代の社邑について」(『史林』113—11・1934年) 11111頁。

18 本表は万曆三『休寧縣志』の記載を総合して作成したものである。「鄉名」・「都名」・「汎數」・「村數」の各欄は同書卷一《輿地志》〈沿革〉〈隅都〉の条、所載の表により、「鄉約所」欄は同書卷三《建置志》〈鄉約保甲〉の記述によった。鄉約所設置の沿革については次のように記されている。

…隆慶元年、上諭言官之請、詔郡邑各立鄉約。惟時当事者、奉新旨率來、講演聖祖孝順父母六諭、於建初寺、一再行之。未幾解済。至万曆己卯〔七年〕(一五七九)吉水會調令我邑、始申飭舉行。隅都立約所者、寢廢。己丑〔十七年〕(一五八九)、德興祝嗣之。每月朔、宣諭後、特書善惡一簿、以昭勸戒。顧法久漸玩、民習為文。故今令李加惠民撰、力為振飭。以休居万山中、民性健悍、且西南接江淵境、無賴子出沒靡常、盜賊多有。遂議勸諭扞衛法、合鄉約保甲並行之。設立合一條規、首甲以六諭、附以律章、約以十三條、終以勸罰綱目明備。刊布全書、風示境內……迄今遵行弗替。

これによると、鄉約所の設置は、一五七九年の県令・曾乾亨、一五八九年の県令・祝世祿あたりから形が整ったといわれているが、「毎月一日に宣諭した後、善惡の二種の帳簿に村民の品行を記し」、勸戒を明らかにした」といふシステムは上掲元代社規第十四条の流をくむ」と明かがで、「鄉約所」の実体は明代前半期に遡れるものと考える。なお、本表「社倉」欄につては後註31参照。

- 19 田仲一成「明代の閩粵地方劇について」(『東方学』四二・一九七一年) 八四頁所引の資料③葉綱著「里社編」の文、及び同④許孚遠「鄉約條規」は何れも一五五〇年頃の廣東・福建地方での「鄉飲保甲系鄉約」の場の演劇盛行を示す。
- 20 牧野博士は本件につき「或は〔成化〕一九年春は約長たる異族李氏が社首になつたのであるう」と述べておられる。牧野前掲書(前掲論文の個所)一四二頁。
- 21 仁井田陞『中國法制史研究』第三卷「奴隸農奴法・家族村落法」第十三章「元明時代の村の規約と小作証書など」(原載『東洋文化研究所紀要』八・一九五六年)七六三頁以下。
- 22 仁井田前掲書七七二一七七四頁に書誌的解題がのせられている。
- 23 仁井田前掲書、第十二章「中國の同族又は村落の土地所有問題」(原載『東洋文化研究所紀要』一〇・一九五六年)七三一頁引。
- 24 仁井田前掲書七二〇頁以下。及び次註25所掲資料②、註27所掲資料①②等参照。
- 25 前掲(註9)拙稿「清代初期の宗族演劇について」(『東方学』三二・一九六六年)一〇八頁以下に、清代江南の族譜にのせられている、この種の「演劇によつて禁を申べる」旨の語を含む禁約例(多くは墳山禁約)を若干あげておいたが(同引用資料①(2)(3)(4)、抄録によつて要点を示したにとどめた。以下、改めて、これらの資料の関係部分全文をあげることとし、併せて、前稿では省略に従つた清中期以降(道光以後)の同種の資料をも追加して補足しておく。
- (1) 光緒一三】(浙江・諸暨)徐氏宗譜(多賀秋五郎著、以下「多賀姓氏別目録」と略称す。) 卷三「什太公山禁議」  
年重修】(浙江・諸暨)徐氏宗譜(多賀秋五郎著、以下「多賀姓氏別目録」と略称す。) 卷三「什太公山禁議」
- 吾族始祖南渡。…二世祖莊公・華公。莊公遷居諸暨。二公並葬於石鼓山、即名什太公山。歷今七百餘載。現因附近不肖盜竊薪木、東殯西葬、穿腋斷頭、祖靈夜号。先君諱偉略、目擊心傷、不忍坐視。康熙四十年間、具控前任署府憲祖批縣查明示禁。前任県主終申詳給示禁飭。…康熙四十年間、具控前任署府憲祖批縣查明示禁。前任県主恩准勒石、永禁碑墓。申詳在案。薪木無犯。詎、今突出族惡、貪婪秀穴。不畏王法、不顧祖靈。連絡族黨、膽將歷久蔭不、擅拏外姓。得一二十二兩、朋分入囊。驚知駭異、揭債賣銀、懇贖租票。復置酒演戲、永遠様植。為此備述前禁情由、遍告同族。共念水木深長、以弭後患。庶吾祖在天之靈、

無怨恫焉。時

皇清康熙五十一年七月 日錄

興樂里十九世孫臯 拝撰。

(口) 乾隆三十四年(福建·同安)錦里黃氏家譜(多賀<sub>姓氏別目</sub> 錄 No. 84) 卷一〈山岡〉附

按本山東自文圃二尖中崙、以至美女匏榔山與劉家分界、北自井仔埔大坪頭以至馬東坑、与鄭家分坑為界。又從北迤西而龜仔山烏石山與劉家為界。係上下二房歷掌祖山、他族不得侵葬。此山為錦里采龍、保障灌注民田數百頃。近因樵採者多、草木光潔、竟將鋤鋤拔掘草根、山土開鬆、大雨衝流、溪淤田荒、貽害不少。且山童沵竭、於地理亦不利焉。〔乾隆〕甲戌 春滿經稟明縣主明公、出示嚴禁。許刈割、不許鋤拔。嗣後、應數年一次、演戲申禁。庶積害可除云。

(口) 光緒元年六修(湖南·蘆陽)邢氏宗譜(多賀<sub>姓氏別目</sub> 錄 No. 85) 卷二〈重申禁約〉

龍瑞山二蓮花地、歷兩朝封禁、而今復禁者何。緣五十年天降奇災。有無賴棍徒及墓下不肖子孫、藉充賊伐毀傷、已甚。近年来、附近居鄰、牛羊踐踏、披砸摘果、更覺凋殘。夫召伯甘棠後人、猶懷恩慕德而不忍剪伐、乃系屬苗裔。顧令祖宗邱墓之旁、樵採往焉。牧子遊焉。木本謂何、豈其罔念聞也。且死者墓、猶生者室耳。臥榻之前、不容他人酣睡。則先靈安妥之地、又安忍聽樵夫牧子於其間哉。是以合族公議、架屋看守、演戲申禁。嗣後務宜凜遵、勿踵前謬、以致後悔無追云。

禁條列左

- 一、禁盜伐坟蔭、縱牧牛羊。
- 一、禁擅行披砸、摘果剗皮、挖根打節。
- 一、風折古樹、公同議拚、不得擅行搬取。
- 一、雨淋攻陷、族衆及時培補。不必專擅、以起爭端。
- 一、揜樹取樁者、務挑土壤補。不得留墮停水。樹價早付、不得拖延。

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(+)

以上數條、如有犯者、許看山人、信知股頭。事按輕重、秉公議罰。不得徇隱、不得挾誣。

乾隆五十六年七月 日合族公立 (春華稿)

(乙) 同治九年重修『(浙江·諸暨) 草塘趙氏宗譜』(多賀姓氏別目) 卷末〈禁單〉

立禁約、祠長方有亮等情因、暨邑草塘趙姻親、令先祖妣厝葬在樓斯、祖考厝葬在洪公塘。因路途遙隔、恐難照管。赴祠設席邀託、演戲申禁。為此立約曉貼。凡本族及鄰村、務宜格外留心照看。如敢損壞墳石、牛羊踐踏、查出、定行重罰。如違、呈公究治、必不輕恕。須至約者。

嘉慶二十一年二月 日立禁約

(丙) 光緒六年修『(湖南·盧陽) 邢氏宗譜』(田前卷二十一〈禁約〉)

立議申禁約、周德明、許任賢等、今因邢姓祖墳一處、坐落小凹口虎形地在山、樹木森森。近有無籍不法之徒、不念人各有祖之義、或黑夜越盜、或白日折梗。種種戕害、指數有人。邢姓疊經查獲、投鳴我等。我等登山看驗、目擊心傷。從中調和、刊立禁碑。演戲申禁、邢已允服。自申禁之後、如再有不法之徒、仍踏前轍、聽其鳴公懲究。今欲有憑、立此申禁字約、永遠存照。

道光六年二月清明 日

周德明

方韶始

方燦豐

方連城

方昌泰

方隆清

許慶豐

邢志慶

等立同立

方正照

邢器尊

等立同立

邢夢雲

張普雲

(丁) 光緒二年重修『(浙江·余杭) 倭山章氏家乘』(多賀姓氏別目) 卷六〈禁碑〉

立禁碑、族長章士英等、縁我始祖考、ト葬於斯。自宋迄今、歷年久遠。嗣後、附葬者、累累均屬、相安無異。今被近村居民、畜放牛羊、踐踏坟塋。并盜砍松枝柴薪、擾害日深、殊堪痛恨。為此邀集三宅、公同議禁、演戲鳴衆。如有復蹈前轍者、送官究處。毋悔。

道光十七年歲次丁酉八月 日猶章三宅公立

(+) 光緒三一『(江蘇・毗陵) 吕氏族譜』(多賀「姓氏別目」卷一六)〈白茅塘墓〉  
年統修

第十四世翼士公暨配蔣太宜人、側室張大宜人、葬主穴。(中略)

右隸陽湖縣大寧鄉三十都一閭、張家西首、旧有護墳田貳畝肆分。給墳丁耕種、以代工食。并寫有看管筆拠。庚申之難、墳丁  
物故、樹亦蕩然無存。今已一律修整。因乏人照管、曾經演戲禁約、并稟請縣憲、給示諭禁、在案云。

光緒戊寅、孟冬、曾孫德慶謹識

26 清代の「墳山禁約」の中にも、竹木の看守に重点をおいたものがある。例えは次の如し。

△光緒二一『(浙江・山陰) 白洋朱氏宗譜』(多賀「姓氏別目」卷五)〈嗣古原禁約〉  
年重修

照得嗣古原係我族始祖墓地。向來竹木森森、蔚然深秀。比來竟有不肖子孫、以及匪徒、時常偷伐資壳。日漸放火、肆無忌憚、以致竹木蕭疏。有傷庇護、殊堪痛恨。為此圖族公議、於光緒甲申年、請示勒石。演戲聲禁、一切條規列後。

一、自禁之後、遇有斬伐竹木、無論本族外姓、有人見獲、即當交金董事族長。向值年家領賞錢一千文、偷伐者罰演戲一台。  
(以下略)

本文「吳氏」門による竹木看守の約もこれに当ると思われる。なお、右文中に見える罰戯については次註参照。

27 清代江南の族譜に見える「罰戯」の例についても前註同様、前稿「清代初期の宗族演劇について」(『東方学』三一・一九六六年)一〇九一一〇頁所掲の節錄文獻を再録(但し必要関係個所を全録)するとともに、道光以後の資料を追加補足しておく。

(+) 乾隆四年『(安徽・歙縣) 受社堂統修大程村支譜』(多賀「姓氏別目」卷下)〈文献附錄〉〈公捐祠場條禁〉  
序抄本

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について (1)

特授徽県正堂加三級趙□，為續恩給示，以昭勸懲，以垂永久事……

計開

(前略)

一、盜砍來龍水口樹木，並挖松明、掘戲一本。如特強違拗，公呈究治。

(後略)

乾隆參年柒月二十日示

仰督理祠務人抄錄、常川懸掛祠宇。

(乙) 乾隆三『(安徽·懷寧) 河間龜詹氏宗譜』(多賀氏別目) 卷一七〈旺家山禁約〉

立禁約，戶尊慶五、文土、又廉、效宗等情因。祠後，旺家山所葬二派祖源仲公・四派祖榮通二公，暨附葬墳塋，俱載分註。自清以來，未議開葬。統有族人卜吉，勢欲私葬，合族知覺攔阻。是以公同商議，畫立禁約。祠〔嗣〕後，此山上下以及竇脈，毋許攢葬以起靈端。倘有犯禁者，族眾登時起遷，仍處家法。如不服者，同族赴公究治。共有本山蔭樹，犯禁者，除祭墳置酒外，罰戲一台。立此禁約。俟修譜歸入。永遠存照。

戶尊	慶五	廡左	鳳池	飛文	奇玉
文朗	時方	仲明	尊三	良佐	
彩臣	又廉	榮三	兆庫	玉侯	
咸先	堯勝	效免	效宗	自臣	
爽高	智周	堯三	文土	延哲	
彥彭					
紹曾					

乾隆三年歲次戊午十二月初八日立

(4) 光緒元年續修『(浙江・杭州) 欽新館鮑氏著存堂宗譜』(多賀姓氏別冊 No.1135) 卷三「公議曾階公暨長子立燕公配享記」

…乾隆七年冬，莊公墓木又被李順盜斫，壳與鄉村・鄭君寵。立燕公復倡言曰：「祖墓遠離，蔭木不能常護。此又吾父所嘗繫慮而為不肖輩言者也。於是挺身控告官府，稟公、孝友直其辭。立拘盜木者，重責之。押赴祠前，并罰君寵演劇以醜墓。聞者皆義曰：「鮑氏大有人矣。」

乾隆十五歲次庚午十月

(5) 民國甲寅重修『(安徽・安陽) 陽氏族譜』(井田陞博士藏本) 卷二十一「三國禁山議單」

立公同禁議，十四都五囝、十五都三囝、十六都五囝，戴子采、王良臣、許大年等，向有安陽山一座。西面係楊氏論望祖墓，西南獅子頭起，至東北白壠石止，下至城河，上至山頂文筆案。明万曆二十九年，刑科都給事楊應文等具呈府憲周口，蒙批給示，禁永不許開鑿。至本朝順治五年，江西提學楊兆魯等具呈府憲祖口，又給示永禁。忽於乾隆十三年，有土棍劉洪文糾集數十餘人，於文筆峯下，擅行開掘鋤鑿。已經控原，批飭公議。罰戲祭墳，永不敢再犯。不料，今八月十三日，又有張永王藐憲禁，肆竚橫，糾集數十餘人，又於文筆峯下，開鑿鋤掘，斬傷龍脈；為此拉集里老，合同立議，一併禁止。毋得再犯。自議之後，倘有仍前開鑿，不遵禁議，聽憑楊府鳴官究治。欲後永遠，立此公同禁議。三國各執一紙，為照。

乾隆十八年九月 日

戴士英 王良臣 許大年  
張九成 陸永甫 錢德潤  
徐元興 許元堯

(6) 同前書，卷二二「永不開鑿包票」

立包山頂票。朱祥林、林生、浩生等，今因誤開鑿楊府祭山頂，有傷楊府論望祖墓。被楊勝祖、國惠等擒獲。本欲解官究治。自知理虧，央中親許公行兄洪生等，向楊府求情。身等情願、演戲祭墳、塞平山頂，并包永不開鑿。倘再踏前轍，願甘送官究治。

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について (4)

自願非逼。恐後無憑、立此包票。為照。

乾隆十八年九月 日立

立包票	朱祥林	林生	浩生
中見	許公行		
地保	戴子榮	許元發	
代筆	朱洪生		

(八) 光緒一『(浙江·諸暨) 賢傳氏宗譜』(多賀「姓氏別目」卷三) 墓碑文

八年刊  
錄 No. 910

立議單、家族佩瑣等、切吾族大小後山頂、係陰陽兩宅下沙。所有喬木森森、永作蔭棟、不得侵伐。但貼近村居、不無盜砍情弊。  
曾於嘉慶十七年間、糾族公卯鼎主、飭禁給示。無待日久弛、有人干犯。今有族人某等、有己地一區。與公山小後山頂界貼  
界址。中央有數棵大榔樹一株。某木等私自盜砍。佩等知情議罰、將樹充公。嗣後、樹至合抱、無論是衆是己、不許私作砍祚。  
如有違議、罰銀一石、酒四卓。頑硬不服、鳴官究治。倘遇電風砍折、婦衆婦已、會同公議。為此會同立議、始則書川堂後屋樓  
下三紙。今刊入宗譜、以垂久遠。毋致遺悞。時

道光四年二月 日立議單

家族

佩瑣

冰衡

理東

光烈

帝茂

東涯

周鑑

汝梅

易林

(八) 民國三『(安徽·懷寧) 吳氏宗譜』(多賀「姓氏別目」卷末) 墓碑文

錄 No. 223

年重修『(安徽·懷寧) 吳氏宗譜』(多賀「姓氏別目」) 卷末 墓碑文

立禁約、墓下子孫四垣發祥等情因、蓮花舖、万曆年間、兩房祖墳、土名吳家林狗兒榜月形、俱係九核公祖遺墳山。我等公議、

倘有日後不法子孫盜伐陰樹、盜葬墳塋以致驚祖、我等不忍。兩房今憑裔孫商議、寫立禁約。一切墳塋、彼此俱禁。自禁之後、兩房子孫、各宜護守墳塋樹木、毋得侵。慮有干例禁、倘有不肖子孫、伐盜樹木、盜葬者、一經捉獲、赴公究治。公罰足大錢壹伯千文、神戲二臺、酒拾席。公罰錢文、入兩房子孫公司保祖祭費之資、俾昌俾熾、永歸和好。欲後有憑、立此禁約碑。勒石永遠存照。

光緒三年二月二十六日、立禁約墓下裔孫

益祥 効文  
發祥 西垣  
國賓 鶴林  
盛和 竜山  
得貴 永鑑  
天才 殿榮  
意和 永賓  
正有 心樂  
懷芳 永泉  
蘭馨筆。

(同引用では題名を「番戯禾苗約」としているが、原題に依った。)

28

仁井田前掲書七三一頁引。

- 29 清代江南の族譜所収の「禁約」には、「墳山に牛羊を放牧し、墳墓周辺の樹木を踏み荒すことを禁ずる」場面で演劇の上演を記す例は乏しくない。例えば前註25の(ア)など。但し、これらは何れも墳山に対するものであって、本文挙例の「禁六畜者践禾苗約」の如き、耕作地の禾苗に対する牛羊践踏を禁じた「禁約文言」の中に「演戯申禁」とある例はいまだ目睹し得ていない。從十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(一)

つて本文での「保禾苗」の戲なるものも、「禁園筈」の戲における如き清代資料の裏づけは少くことになるが、「牛羊践踏」を禁する共同体的規制としての狙いは、墳山と耕地とで変りのある筈はないから、一応、墳山禁約での「演戲申禁」の語からの類推によつて、耕地禾苗の保護を目的とする禁約の場合でも、締約演戲、及び罰戯を伴なつていたものと推定しておくる。因みに同じく共同体的禁約の系統に属するものとして、村落内の共同水利規制に対する規約違反や、貯水池の侵害に対して罰戯を課している例も散見せられる。参考のため附記しておく。

(1) 光緒一八年『(浙江・諸暨) 豐陽傅氏宗譜』(前) 卷二 〈南湖規略〉

吾族聚居湖鄉、自南而北、毗連水田、不可枚舉、旱則枯槁、水則湮沒。是以將南湖、公議廢置、以救水旱。其廢湖每年公衆出租。規定、應夏至、捺水以備禾禾之灌注。自露後三日、任其縱放、可觀歲終之收穫。倘或租湖者、偷期違禁、議罰夜戯一台、置酒四桌。歷有年所、禁莫或弛。近因戶多族繁、日久月長。所立議規、難以冠稽。爰印宗譜、各宜凜遵。慎之謹之。

道光十八年十月 日立

(2) 光緒二十四年三修『(浙江・鎮海) 鎮西蛟河村陳氏宗譜』(多賀・姓氏別目) 卷一 〈鳳池碑記〉

蓋聞坎先乎離、固人生所至急。耕兼以鑿、亦民事所難寬。況夫逢時久旱、未免昏暮而叩門。度地布泉、無勞臨渴而掘井。爰集同宗、議濬公漕、專備汲取。雖量多酌寡、不無節儉之可風。而好義急公、已旱綢繆於未雨。茲當工竣、名曰鳳池。意蓋取乎與蛟河並躍。迺立禁碑、規條列左、將捐款濬費、附載碑陰、以垂久遠云爾。

計開、其田係始祖祀田、土名大箇浜、內折九分鹿山家、咸兩榜公祀。議歸恤錢四千文、正新置補入、仍作祀產。

- 一、禁汚穢物件、妄行洗濯。
- 一、禁牛羊鵝鴨等物、入漕飲啄。
- 一、禁就近稻田、引水灌溉。
- 一、禁大小網罟、入漕私捕。

一、禁瓦石礫泥、不許擲入。

一、禁漕水只許抬挑、不許船載。

以上規条違者、無論本族外姓、罰唱南詞一本、見灶分六百、算饅首一枚。決不寬宥。通知者、公堂給錢二百文。並誌。

咸豐七年春王月

30 梅原前掲（註5）論文六五頁。

31 第四表「休寧縣鄉都組織表」の「社倉欄」記事は万曆五年刊『休寧縣志』卷三《食貨志》〈儲蓄〉の記載によつて記したものである。

同条には、

万曆九年奉文、置立社倉三十七所、積貯義民輸稻。

とあって、万曆九年（一五八一）の創設の如く記すが、後述第九表の如く、祈寧社での義倉設立は一四七〇年頃に遡ることができ、更にその実質的な母胎は、元代から継承されたものと考えられる。

32 華北における同趣旨の布令としては、田仲前掲（註12）論文二一一〔頁引〕、明・万曆二十六年頃、呂坤《繫約風俗》（『寒政錄』卷三）の文、参照。

（一九七一年十一月）